

犯罪収益移転防止法の概要

令和8年8月7日時点



JAFIC : Japan Financial Intelligence Center
警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課犯罪収益対策室

【 目 次 】

1. 犯罪収益移転防止法とは・・・・・・・・・・・・・・・・	1
【マネー・ローンダリング／テロ資金供与防止の目的】	
【マネー・ローンダリング／テロ資金供与とは】	
【犯罪収益移転防止法の制定】	
【犯罪収益移転防止法の主な改正】・・・・・・・・	3
別表1・・・・・・・・・・・・・・・・	6
別表2・・・・・・・・・・・・・・・・	7
別表3・・・・・・・・・・・・・・・・	9
2. 特定事業者と義務・・・・・・・・・・・・・・・・	11
【特定事業者】	
【特定事業者の義務】・・・・・・・・・・・・・・・・	12
別表4－1・・・・・・・・・・・・・・・・	13
別表4－2・・・・・・・・・・・・・・・・	14
3. 特定業務と特定取引等・・・・・・・・・・・・・・・・	15
別表5・・・・・・・・・・・・・・・・	17
別表6・・・・・・・・・・・・・・・・	18
別表7・・・・・・・・・・・・・・・・	19
4. 取引時確認とは・・・・・・・・・・・・・・・・	20
【顧客等についての確認】	
【代表者等についての確認】	
5－1. 本人特定事項の確認とは・・・・・・・・・・・・・・・・	22
5－2. 本人特定事項の確認に必要な書類と確認方法・・・・・・・・	23
【本人特定事項の確認の際に必要なとなる本人確認書類】	
【本人特定事項の確認の方法（通常の特定取引の場合）】	24
【本人特定事項の確認の方法（ハイリスク取引の場合）】	28
6. 取引を行う目的の確認方法・・・・・・・・・・・・・・・・	29
【取引を行う目的とは】	
【取引を行う目的の確認方法】	
7. 職業・事業の内容の確認方法・・・・・・・・・・・・・・・・	30
【職業・事業の内容とは】	
【職業・事業の内容の確認方法】	
8. 実質的支配者の確認方法・・・・・・・・・・・・・・・・	31
【実質的支配者とは】	
【実質的支配者の確認方法】・・・・・・・・・・・・・・・・	32
【実質的支配者に関する規定の改正に伴う経過措置】	
9. 資産及び収入の状況の確認・・・・・・・・・・・・・・・・	33
【資産及び収入の状況とは】	
【資産及び収入の状況の確認方法】	
10. 既に取り時確認をしたことのある顧客等との取引・・・・・・・・	34
11. 平成 23 年改正犯罪収益移転防止法の施行前に確認をしたことのある顧客等との取引・・	35
12. 令和 4 年 12 月改正犯罪収益移転防止法の施行前に確認をしたことのある顧客等との取引（士業者）	36
13. 確認記録の作成・保存・・・・・・・・・・・・・・・・	37
【確認記録の記録事項】	
【確認記録の添付資料】・・・・・・・・・・・・・・・・	38
別表8・・・・・・・・・・・・・・・・	40
14. 取引記録等の作成・保存・・・・・・・・・・・・・・・・	48
【少額の取引等】	
【取引記録等の記録事項】	
15. 疑わしい取引の届出・・・・・・・・・・・・・・・・	49

【疑わしい取引の届出をすべき場合とは】	50
【別表9】	53
【疑わしい取引の届出内容】	58
【疑わしい取引として届け出た情報の取扱い】	
【特定事業者とマネー・ローンダリング】	
16. 取引時確認等を的確に行うための措置	61
17. その他	62
【特定事業者に対する監督等】	
【特定事業者の免責】	
【取引時確認に係る事項の虚偽申告】	

【本資料における略称】

- 「犯罪収益移転防止法」：犯罪による収益の移転防止に関する法律
- 「犯罪収益移転防止法施行令」：犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令
- 「犯罪収益移転防止法施行規則」：犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則
- 「平成 23 年改正犯罪収益移転防止法」：犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 31 号）
- 「平成 26 年改正犯罪収益移転防止法」：犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 117 号）
- 「平成 27 年改正犯罪収益移転防止法政省令」：犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成 27 年政令第 338 号）及び犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令（平成 27 年内閣府・総務・法務・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通省令第 3 号）
- 「令和 4 年 6 月改正犯罪収益移転防止法」：「安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」（令和 4 年法律第 61 号）による犯罪収益移転防止法の一部改正
- 「令和 4 年 12 月改正犯罪収益移転防止法」：「国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」（令和 4 年法律第 97 号）による犯罪収益移転防止法の一部改正
- 「令和 8 年改正犯罪収益移転防止法」：犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 34 号）
- 「金融機関等本人確認法」：金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律（平成 16 年 12 月施行の一部改正により「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律」と改称）
- 「組織的犯罪処罰法」：組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律
- 「麻薬特例法」：国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律

1. 犯罪収益移転防止法とは

犯罪収益移転防止法は、犯罪による収益が組織的な犯罪を助長するために使用されるとともに、犯罪による収益が移転して事業活動に用いられることにより健全な経済活動に重大な悪影響を与えること、及び犯罪による収益の移転がその剥奪や被害の回復に充ててることを困難にするものであることから、犯罪による収益の移転の防止を図り、国民生活の安全と平穏を確保するとともに、経済活動の健全な発展に寄与することを目的として制定されたものです。＜別表1参照＞

【マネー・ローンダリング／テロ資金供与防止の目的】

組織的な犯罪行為には資金が必要ですが、マネー・ローンダリング／テロ資金供与を放置すると犯罪組織が自由に使える資金を手にするようになります。また犯罪組織が犯罪収益を合法的な経済活動に投入し、その配力を及ぼすことで更に勢力、権力を拡大するおそれもあります。つまりマネー・ローンダリング／テロ資金供与防止のねらいは、資金面から犯罪組織、犯罪行為の撲滅を目指すことにあるといえます。

【マネー・ローンダリング／テロ資金供与とは】

マネー・ローンダリングとは、違法な起源を偽装する目的で犯罪収益を処理することとされています。つまり犯罪行為で得た資金を正当な取引で得た資金のように見せかける行為や、口座を転々とさせたり金融商品や不動産、宝石等に形態を変えてその出所を隠したりすることをいいます。

テロ資金供与とは、爆弾テロやハイジャック等のテロ行為の実行を目的として、そのために必要な資金をテロリストに提供することをいいます。架空名義口座を利用したり、正規の取引を装ったりして集めた資金がテロリストの手に渡ることが判らないようにされています。このように、テロ資金供与はお金の流れを隠す点でマネー・ローンダリングと共通しています。

【犯罪収益移転防止法の制定】＜別表2、3参照＞

マネー・ローンダリング対策やテロ資金供与対策は、一国のみが規制を強化しても、相対的に規制の緩い国で行われる傾向にあることから、その取組には国際的な協調が不可欠となっています。FATF（Financial Action Task Force on Money Laundering：金融活動作業部会）は、マネー・ローンダリング対策における国際協調を推進するために、平成元年（1989年）のアルシュ・サミット経済宣言を受けて設立された政府間会合であり、平成13年（2001年）9月の米国同時多発テロ事件発生以降は、テロ資金供与に関する国際的な対策と協力の推進にも指導的役割を果たしています。

平成2年（1990年）、FATFは、マネー・ローンダリング対策の国際基準ともいうべき「40の勧告」を発表し、金融機関への顧客等の本人確認及び疑わしい取引報告の義務付け等を提言しました。また、平成13年（2001年）9月11日の米国同時多発テロ発生を受け、新たなテロ資金供与対策の国際基準ともいうべきテロ資金供与に関する「8の特別勧告」（平成16年（2004年）10月には「9の特別勧告」）を発表し、テロ関係の疑わしい取引の届出の義務化等を提言しました。平成15年（2003年）6月には、非金融業者（不動産業者、宝石商等）・職業的専門家（法律専門家等）に対する適用等を内容とする「40の勧告」の改訂を行い、平成24年（2012年）2月には、「40の勧告」と「9の特別勧告」を一本化し、新「40の勧告」に改訂しています。

我が国では、このような国際的動向を受けて、平成 2 年 6 月に大蔵省等から金融機関等に対して顧客等の本人確認実施の要請がなされ、平成 4 年 7 月に麻薬特例法により金融機関等に薬物犯罪収益に関するマネー・ローンダリング情報の届出を義務付ける「疑わしい取引の届出制度」が創設されました。

さらに、その後の動向を踏まえ、平成 12 年 2 月には組織的犯罪処罰法により届出制度が拡充されました。同法は、届出の対象となる犯罪を「一定の重大犯罪」に拡大するとともに、マネー・ローンダリング情報を一元的に集約し、整理・分析して捜査機関に提供する権限を、金融庁長官（特定金融情報室）に付与しました。

平成 14 年 6 月には、公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律（以下「テロ資金提供処罰法」という。）が可決・成立しました。同法の施行（同年 7 月 2 日）に伴い、組織的犯罪処罰法が一部改正され、テロリズムに対する資金供与の疑いがある取引についても疑わしい取引の届出対象とされました。

平成 15 年 1 月 6 日には金融機関等本人確認法が施行され、金融機関等による顧客等の本人確認、本人確認記録・取引記録の作成・保存が義務付けられました。

しかし、マネー・ローンダリングの形態は、金融機関等による本人確認等の強化に伴い、それ以外の不動産売買等を利用したり、弁護士に資金の保管を依頼したりするなど、その手口が複雑化・巧妙化してきていたことから、平成 15 年（2003 年）6 月の F A T F の「40 の勧告」改訂を受け、国際的な枠組みの中で我が国においても同勧告を実施し、本人確認等の措置を講ずべき事業者の範囲を金融機関以外に拡大する必要が認められました。

そこで、平成 16 年 12 月、政府の国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部において同勧告の実施を盛り込んだ「テロの未然防止に関する行動計画」を決定し、平成 17 年 11 月には、警察庁が同勧告を実施するための法律案を作成することなどが決定されました。これを受けて、警察庁は関係省庁と協力して法律案を策定し、平成 19 年 3 月に犯罪収益移転防止法が成立、公布されました。同法の一部施行により、同年 4 月から F I U（Financial Intelligence Unit：資金情報機関）が金融庁から国家公安委員会・警察庁に移管されました。

犯罪収益移転防止法は平成 20 年 3 月 1 日から全面的に施行され、これに伴い、従来、金融機関等に本人確認、疑わしい取引の届出等を義務付けていた金融機関等本人確認法及び組織的犯罪処罰法第 5 章（疑わしい取引の届出）は廃止、削除されました。

さらに、平成 20 年の第 3 次 F A T F 対日相互審査における指摘等を踏まえ、平成 23 年改正犯罪収益移転防止法が成立しました（平成 25 年 4 月 1 日全面施行）。しかし、この改正後も、F A T F 勧告で求められている顧客管理に関する事項が法令に明記されていないなどの指摘を F A T F から受け、平成 26 年 6 月には、マネー・ローンダリング対策等の不備に我が国が迅速に対応することを促す声明が F A T F から公表されました。警察庁では、第 3 次 F A T F 対日相互審査結果や F A T F 勧告の改訂等、マネー・ローンダリングを取り巻く情勢の変化を踏まえ、平成 25 年 6 月以後、「マネー・ローンダリング対策等に関する懇談会」を開催するなどして関係省庁とともに検討を進めました。その結果、平成 26 年 10 月に犯罪収益移転防止法の改正法案が第 187 回国会に提出され、同年 11 月に成立しました。平成 26 年改正犯罪収益移転防止法は、平成 28 年 10 月 1 日に全面施行されました。

令和 4 年 3 月には、いわゆるグローバル・ステーブルコインへの対応に関する議論や、諸外国における規制の検討の動き等を踏まえ、資金決済法や犯罪収益移転防止法等を改正する法案が第 208 回通常国会に提出され、同年 6 月に成立しました。令和 4 年 6 月改正犯罪収益移転防止法は、令和 5 年 6 月 1 日に全面施行されました。

また、令和 3 年 8 月に公表された F A T F 第 4 次対日審査報告書における指摘等を踏まえ、令和 4 年 10 月、国際テロリスト等財産凍結法（※）や犯罪収益移転防止法等を改正する法案が第 210 回臨時国会に提出され、同年 12 月に成立しました。令和 4 年 12 月改正犯罪収益移転防止法は、令和 6 年 4 月 1 日に全面施行されました。

（※）国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法

【犯罪収益移転防止法の主な改正】

＜平成 23 年改正犯罪収益移転防止法の概要（平成 25 年 4 月 1 日全面施行）＞

○ 取引時の確認事項の追加（士業者を除く。）

一定の取引を行う際の実確認事項に、本人特定事項に加え、次のものが追加されました。

- ・ 取引を行う目的
- ・ 職業（自然人）又は事業の内容（法人・人格のない社団又は財団）
- ・ 実質的支配者（法人）
- ・ 資産及び収入の状況（ハイリスク取引の一部）

※ これらの確認事項は、特定事業者が疑わしい取引の届出を行うべき場合に該当するか否かの判断をより的確に行うために追加されたものであり、特定事業者は、顧客等が行う取引の態様が、その取引を行う目的や職業・事業内容等の属性情報等に照らし合わせて不自然でないかどうかを吟味することにより、当該取引が疑わしい取引の届出を行うべき場合に該当するかどうかを判断する必要があります。

なお、確認事項が追加されることに伴い、取引に際して行う確認を「取引時確認」と、確認をした際に作成する記録を「確認記録」ということとしています。

○ ハイリスク取引の種類の追加

マネー・ローンダリングに利用されるおそれが特に高い取引（ハイリスク取引）の種類を定め、厳格な方法による確認の対象とされました。

○ 取引時確認等を的確に行うための措置の追加

特定事業者は、取引時確認をした事項に係る情報を最新の内容に保つための措置を講ずるものとするほか、使用人に対する教育等の必要な体制の整備に努めなければならないこととされました。

○ 特定事業者の追加

電話転送サービス事業者について、新たに特定事業者に追加されました。

○ 預貯金通帳の不正譲渡等に対する罰則の引上げ

本人特定事項の虚偽申告、預貯金通帳の不正譲渡等に対する罰則が引き上げられました。

＜平成 26 年改正犯罪収益移転防止法、平成 27 年改正犯罪収益移転防止法政省令の概要（平成 28 年 10 月 1 日全面施行）＞

○ 疑わしい取引の届出に関する判断の方法に関する規定の整備

マネー・ローンダリングに悪用されるリスクに応じて、疑わしい取引の判断の方法が規定されました。

○ コルレス契約締結時の厳格な確認の義務付け

金融機関が外国所在為替取引業者と業務関係を確立する段階において、その外国所在為替取引業者が自己の顧客等に対して取引時確認等の措置を十分に行うなど、実効的な対策を行っているかについて確認するよう義務付けられました。

○ 特定事業者が行う体制整備等の努力義務の拡充

取引時確認等の措置の実施に関する規程の作成、業務を統括管理する者の選任等、特定事業者が取引時確認等を的確に行うために講ずるよう努めなければならない措置が規定されました。

○ 顧客管理を行う上で特別の注意を要する取引に対する取引時確認の実施

従前は敷居値以下の取引や犯罪による収益の移転に利用されるおそれがないと主務省令で定められた取引であるために取引時確認の対象とならなかった取引であっても、当該取引が、疑わしい取引その他の顧客管理を行う上で特別の注意を要する取引であればこれを特定取引として、取引時確認の対象とすることとされました。

- 敷居値以下に分割された取引に対する取引時確認の実施
敷居値以下の取引であっても、一回当たりの取引の金額を減少させるために一の取引を分割したものであることが一見して明らかであるものは、一の取引とみなし、当該取引の額が敷居値を超える場合には取引時確認を行わなければならないこととされました。
- 外国PEPsとの取引の際の厳格な取引時確認の実施
外国PEPs（重要な公的地位にある者（Politically Exposed Persons））との特定取引が厳格な取引時確認の対象に追加されました。
- 顔写真のない本人確認書類に係る本人確認方法の改正
各種健康保険証や国民年金手帳等の顔写真のない本人確認書類を利用して本人特定事項の確認を行う場合には、顧客等の住居に宛てて転送不要郵便で取引関係文書を送付するなど、二次的な確認措置が求められることとされました。
- 実質的支配者に関する規定の改正
法人の実質的支配者について、議決権その他の手段により当該法人を支配する自然人まで遡って確認すべきこととされました。
- 取引担当者の代理権等の確認方法の改正
法人の取引担当者が正当な取引権限を持っていることを確認する方法から、社員証を有していることを削除しました。また、従前、役員として登記されていることが確認方法として認められていましたが、当該確認方法は、役員が代表権を有する場合に限ることとされました。
- 公共料金等を現金納付する際の取引時確認の簡素化
簡素な顧客管理を行うことが許容される取引に、公共料金、入学金等の支払に係る取引のうち、マネー・ローンドリングに利用されるおそれが極めて低いと考えられる一部の取引が追加されました。

《令和4年6月改正犯罪収益移転防止法の概要（令和5年6月1日全面施行）》

- 特定事業者の追加
高額電子移転可能型前払式支払手段発行者、電子決済手段等取引業者、電子決済等取扱業者、信用金庫電子決済等取扱業者及び信用協同組合電子決済等取扱業者について、新たに特定事業者を追加されました。
- 外国所在電子決済手段等取引業者との契約締結時の厳格な確認
電子決済手段等取引業者が、外国所在電子決済手段等取引業者との間で電子決済手段の移転を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結するに際しては、当該外国所在電子決済手段等取引業者が取引時確認等に相当する措置を的確に行うために必要な体制を整備していることなどを確認しなければならないこととされました。
- 電子決済手段の移転に係る通知義務の整備
電子決済手段等取引業者が電子決済手段の移転を行う場合等に、他の電子決済手段等取引業者又は外国電子決済手段等取引業者に対し、顧客に関する情報を通知しなければならないこととされました。
- 罰則の創設
高額電子移転可能型前払式支払手段利用契約及び電子決済手段等取引契約等に係る役務の提供を受けるために必要な情報の提供を受けることなどについて、既存の預貯金通帳等の譲受け及び譲渡し等に関する罰則と同旨の罰則が設けられました。

《令和4年12月改正犯罪収益移転防止法の概要（令和6年4月1日全面施行）》

○ 外国為替取引及び電子決済手段の移転に係る通知事項の追加

特定事業者が外国為替取引を行う場合等に、他の特定事業者又は外国所在為替取引業者に、顧客に関する情報に加え、新たに支払の相手方に関する情報を通知しなければならないこととされました。

また、電子決済手段等取引業者が電子決済手段の移転を行う場合等に、他の電子決済手段等取引業者又は外国電子決済手段等取引業者に対し、顧客に関する情報に加え、新たに移転の相手方に関する情報を通知しなければならないこととされました。

○ 外国所在暗号資産交換業者との契約締結時の厳格な確認

暗号資産交換業者が、外国所在暗号資産交換業者との間で暗号資産の移転を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結するに際しては、当該外国所在暗号資産交換業者が取引時確認等に相当する措置を的確に行うために必要な体制を整備していることなどを確認しなければならないこととされました。

○ 暗号資産の移転に係る通知義務を課す規定の整備

暗号資産交換業者が暗号資産の移転を行う場合等に、他の暗号資産交換業者又は外国暗号資産交換業者に対し、顧客及び移転の相手方に関する情報を通知しなければならないこととされました。

○ 士業者が行う取引時確認に係る確認事項の追加等

いわゆる士業者のうち、司法書士・行政書士・公認会計士・税理士が取引時確認を行う際には、本人特定事項の確認に加え、新たに取引目的等（取引を行う目的、職業／事業の内容、実質的支配者）の確認を行わなければならないこととされました。

また、行政書士・公認会計士・税理士については、守秘義務に係る事項を除き、疑わしい取引の届出を行わなければならないこととしたほか、ハイリスク取引においては、疑わしい取引の届出を行うべきか否かの判断のために、資産及び収入の状況の確認を行わなければならないこととされました。

《令和8年改正犯罪収益移転防止法の概要（令和9年6月9日までに全面施行予定）》

（令和8年7月10日施行分）

○ 預貯金通帳の不正譲渡等に対する罰則の引上げ

本人特定事項の虚偽申告、預貯金通帳の不正譲渡等に対する罰則が引き上げられました。

○ 「送金犯罪」に関する罰則の創設

通常の商取引又は金融取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、自己又は第三者が管理し、又は管理しようとする財産を移転することを目的として、人に、有償で預貯金契約等に係る役務を利用して財産を移転するように依頼する行為等に対する罰則が設けられました。

（令和9年6月9日までに施行予定分）

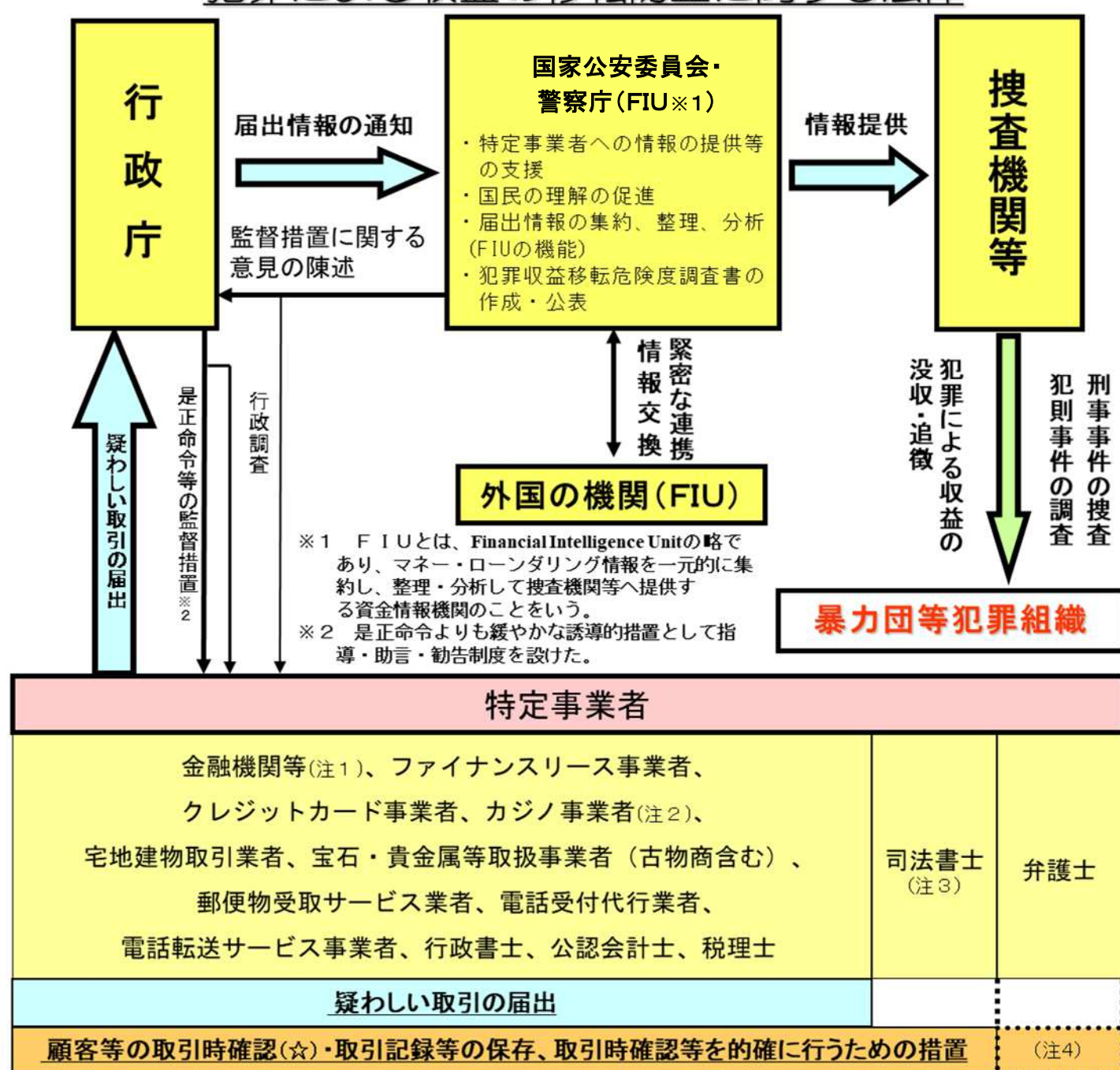
○ 「架空名義口座」を利用した新たな措置の創設

預貯金通帳の不正譲渡等を勧誘・誘引する者に対し、架空の名義の預貯金口座に係る預貯金通帳等を警察から譲り渡すことなどを内容とする措置が創設されました。

○ 移転時の通知義務等の対象となる電子決済手段の追加

移転される場合における通知義務等の対象となる電子決済手段に、受益証券発行信託（無記名受益権に係るものを除く。）によらない特定信託受益権が追加されました。

犯罪による収益の移転防止に関する法律



(☆) 取引時確認事項：①本人特定事項、②取引目的、③職業／事業内容、④実質的支配者（法人のみ）、⑤資産・収入（マネー・ローンダリングのリスクが高い200万円を超える取引の場合）

(注1) 金融機関等のうち為替取引に関わる事業者は、上記のほか顧客及び支払の相手方に関する情報の通知義務を負う。金融機関等とは、銀行、貸金業者、資金移動業者等である。

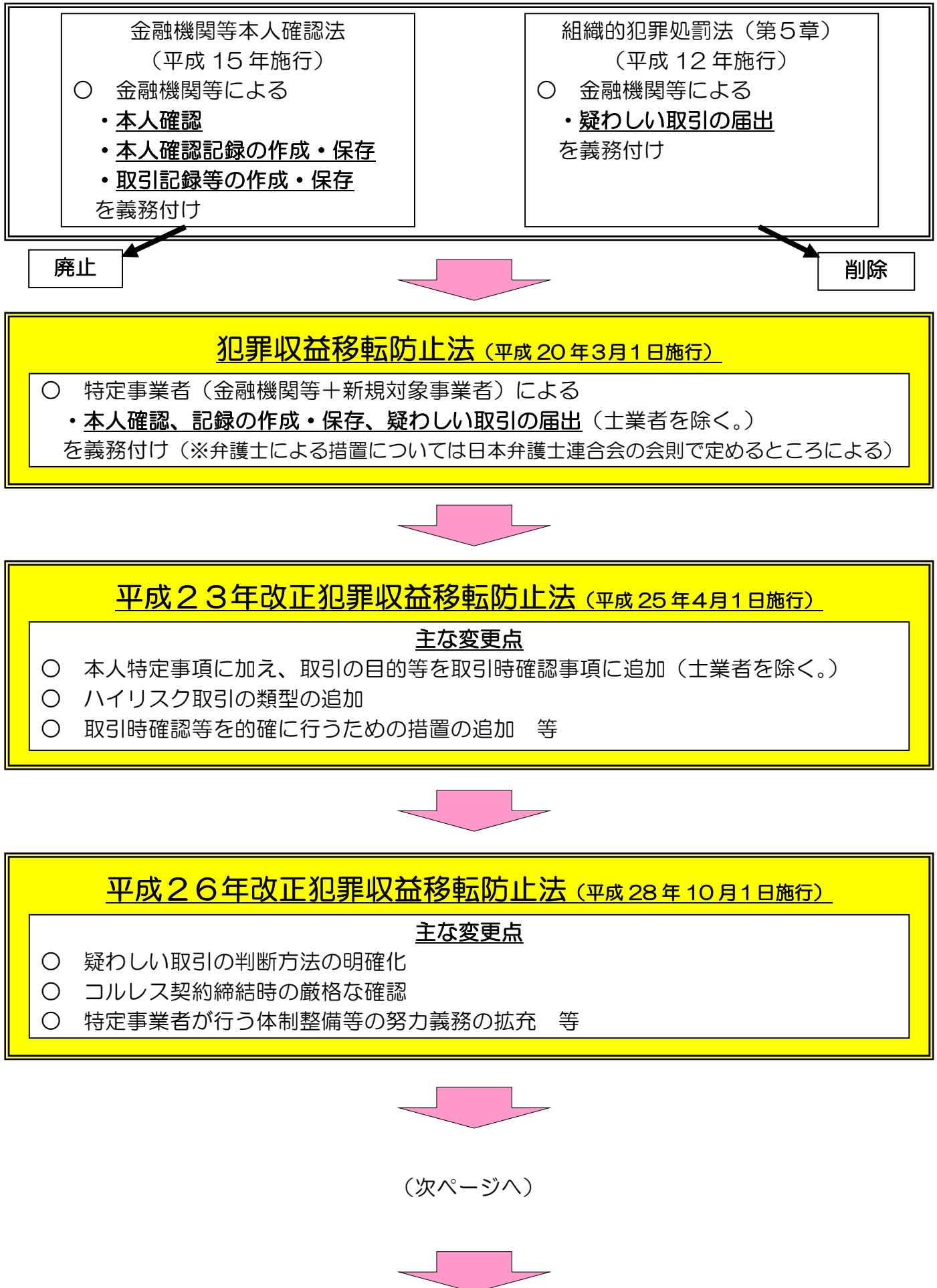
暗号資産交換業者及び電子決済手段等取引業者は、暗号資産移転時等に顧客及び移転等の相手方に関する情報を他の暗号資産交換業者等に通知する義務を負う（別表4参照）。

(注2) カジノ事業者による取引時確認等を的確に行うための措置については、特定複合観光施設区域整備法において別途定められている。

(注3) 司法書士による取引時確認については、⑤を除いた確認である。

(注4) 弁護士による取引時確認、確認記録・取引記録等の作成・保存、取引時確認等を的確に行うための措置に相当する措置については、犯罪収益移転防止法に定める司法書士の例に準じて、日本弁護士連合会の会則の定める。監督は、日本弁護士連合会が行う。

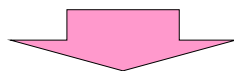
《犯罪収益移転防止法の体系》



令和4年6月改正犯罪収益移転防止法（令和5年6月1日施行）

主な変更点

- 電子決済手段等取引業者等を特定事業者追加
- 外国所在電子決済手段等取引業者との契約締結時の厳格な確認
- 電子決済手段の移転に係る通知義務に関する規定の整備 等



令和4年12月改正犯罪収益移転防止法（令和6年4月1日全面施行）

主な変更点

- 士業者が行う取引時確認に係る確認事項の追加等
- 外国為替取引及び電子決済手段の移転に係る通知事項の追加
- 外国所在暗号資産交換業者との契約締結時の厳格な確認
- 暗号資産の移転に係る通知義務を課す規定の整備 等



令和8年改正犯罪収益移転防止法（令和9年6月9日までに全面施行予定）

主な変更点

- 預貯金通帳の不正譲渡等に対する罰則の引上げ等
- 預貯金口座等が犯罪に利用されることを防止するための警察官による預貯金口座等を用いた措置の創設
- 移転時の通知義務等の対象となる電子決済手段の追加 等

《国際社会と我が国の取組の主な経緯》

	国際的取組等	我が国の取組
平成元年7月	アルシュ・サミット ○ F A T F 設置の採択	
平成2年4月	F A T F 「40の勧告」を策定 ○ 金融機関による顧客等の本人確認 ○ 疑わしい取引の金融規制当局への報告	
6月		大蔵省から各金融団体宛に通達を発出 (金融機関等による顧客等の本人確認等実施の要請)
平成4年7月		麻薬特例法の施行(薬物犯罪収益に関するマネー・ローンダリングの犯罪化、疑わしい取引の届出制度の創設)
平成8年6月	F A T F 「40の勧告」を一部改訂 ○ 前提犯罪を重大犯罪に拡大することを義務付け	
平成12年2月		組織的犯罪処罰法の施行(前提犯罪を重大犯罪に拡大、日本版F I Uを金融監督庁に設置等)
平成13年9月	米国における同時多発テロ事件発生	
10月	F A T F 「8の特別勧告」を策定 ○ テロ資金供与の犯罪化、テロ関係の疑わしい取引の届出の義務付け等	
平成14年7月		テロ資金提供処罰法・改正組織的犯罪処罰法の施行(前提犯罪にテロ資金提供・収集罪を追加等)
平成15年1月		金融機関等本人確認法の施行(金融機関等による顧客等の本人確認義務等の法定化)
6月	F A T F 「40の勧告」を再改訂 ○ 非金融業者(不動産業者、宝石商等)、職業的専門家(法律専門家等)への勧告の適用	
平成16年10月	F A T F 「8の特別勧告」を「9の特別勧告」に改訂 ○ 国境を越える資金の物理的移転を防止するための措置に関する項目の追加	
平成19年3月		犯罪収益移転防止法成立 ○ F I Uを金融庁から国家公安委員会・警察庁に移管(同年4月施行) ○ 金融機関等に加え、一定の非金融業者、司法書士等の士業者への本人確認等の義務付け(平成20年3月全面施行)

平成 20 年 10 月	第 3 次 FATF 対日相互審査結果公表 ○ 顧客管理に関する勧告 5 他 9 項目について、「不履行（NC）」との評価を受ける	
平成 23 年 4 月		平成 23 年改正犯罪収益移転防止法成立 （平成 25 年 4 月全面施行） ○ 取引時の確認事項の追加 ○ ハイリスク取引の類型の追加 ○ 取引時確認等を的確に行うための措置の追加 等
平成 24 年 2 月	FATF「40 の勧告」「9 の特別勧告」を改訂 ○「40 の勧告」及び「9 の特別勧告」を一本化、新「40 の勧告」に改訂	
平成 26 年 6 月	日本に関する FATF 声明の公表 ○ マネー・ローンダリング対策等の不備への迅速な対応を要請	
平成 26 年 11 月		平成 26 年改正犯罪収益移転防止法成立 （平成 28 年 10 月全面施行） ○ 疑わしい取引の判断方法の明確化 ○ コルレス契約締結時の厳格な確認 ○ 特定事業者が行う体制整備等の努力義務の拡充 等
令和 3 年 8 月	第 4 次 FATF 対日相互審査結果公表 ○ 金融機関等に対する監督やマネロン・テロ資金供与に係る捜査・訴追等への指摘	
令和 4 年 6 月		令和 4 年 6 月改正犯罪収益移転防止法成立 （令和 5 年 6 月全面施行） ○ 高額電子移転可能型前払式支払手段発行者及び電子決済手段等取引業者等を特定事業者を追加 等
令和 4 年 12 月		令和 4 年 12 月改正犯罪収益移転防止法成立 （令和 6 年 4 月全面施行） ○ 土業者が行う取引時確認に係る事項の追加等 ○ 暗号資産の移転に係る通知義務の導入等
令和 8 年 6 月		令和 8 年改正犯罪収益移転防止法成立 （令和 9 年 6 月 9 日までに全面施行予定） ○ 預貯金通帳の不正譲渡等に対する罰則の引上げ等 ○ 移転時の通知義務等の対象となる電子決済手段の追加 等

2. 特定事業者と義務

犯罪収益移転防止法の対象事業者（特定事業者）は、顧客等と一定の取引を行うに際して取引時確認を行うことが必要となるなど、一定の法令上の義務が課されています。＜別表4参照＞

【特定事業者】

○ 金融機関等
○ ファイナンスリース事業者 ※ ファイナンスリースとは、物品を調達しようとする顧客に対して、リース会社が代わってそれを購入して賃貸する形態の取引をいい、ファイナンスリース業に該当する賃貸は以下の要件を満たすものとされています。 ・ 賃貸に係る契約が、賃貸の期間の中途においてその解除をすることができないものであること又はこれに準ずるもの（契約において解除することができない旨の定めがないものであっても、賃借人が当該契約期間の中途において当該契約に基づく義務に違反し、又は当該契約を解除する場合において、未経過期間に係る賃貸料のおおむね全額を支払うこととされているものを含む。）。 ・ 賃貸を受ける者が当該賃貸に係る物品の使用からもたらされる経済的な利益を実質的に享受することができ、かつ、当該物品の使用に伴って生じる費用を実質的に負担（賃貸料の合計額がその物品の取得のために通常要する価額のおおむね90%を超える場合。）すべきこととされているもの。
○ クレジットカード事業者
○ カジノ事業者
○ 宅地建物取引業者
○ 宝石・貴金属等取扱事業者
○ 郵便物受取サービス業者（いわゆる私設私書箱） ※ 郵便物受取サービス業者とは、顧客に対し、受取サービス業者の事務所等を顧客が郵便物を受け取る場所として用いることを許諾し、事務所等において顧客宛ての郵便物を受け取ってこれを顧客に引き渡すサービスを提供する業務を行う者をいいます。
○ 電話受付代行業者（いわゆる電話秘書） ※ 電話受付代行業者とは、顧客に対し、受付代行業者の電話番号を顧客が連絡先の電話番号として用いることを許諾し、顧客宛ての受付代行業者の電話番号に係る電話（FAXを含む。）を受けてその内容を顧客に連絡するサービスを提供する業務を行う者をいいます。
○ 電話転送サービス事業者 ※ 電話転送サービス事業者とは、顧客に対し、自己の電話番号を当該顧客が連絡先の電話番号として用いることを許諾し、当該顧客宛ての又は当該顧客からの当該電話番号に係る電話を当該顧客が指定する電話番号に自動的に転送するサービスを提供する業務を行う者をいいます。
○ 司法書士又は司法書士法人
○ 行政書士又は行政書士法人
○ 公認会計士又は監査法人
○ 税理士又は税理士法人
○ 弁護士又は弁護士法人 ※ 取引時確認、確認記録・取引記録等の作成・保存等に相当する措置については、司法書士の例に準じて、日本弁護士連合会の会則で定めるところによります。

【特定事業者の義務】

特定事業者には、以下の義務が課されています。

○ 取引時確認
○ 確認記録の作成・保存（7 年間保存）
○ 取引記録等の作成・保存（7 年間保存）
○ 疑わしい取引の届出（※弁護士・司法書士を除く。） ※ 依頼者との関係に与える影響等について引き続き検討を行う必要があることから、その対象から除かれています。
○ コルレス契約等締結時の厳格な確認
○ 外国為替取引並びに電子決済手段及び暗号資産の移転等に係る通知
○ 取引時確認等を的確に行うための措置 ※ カジノ事業者については、特定複合観光施設区域整備法において別途その義務が定められています。

《特定事業者と義務①》

義務付け られた措置 特定事業者 【法2条2項】	取引時確認 【4条】	確認記録の 作成・保存 【6条】	取引記録等の 作成・保存 【7条】	疑わしい取引の届出 【8条】	取引時確認等を的確に 行うための措置 【11条】
金融機関等 （1号～38号）	特定業務のうち特 定取引等を行うに 際しては、顧客等 の ・本人特定事項 ・取引を行う目的 ・職業・事業内容 ・実質的支配者 ・資産及び収入の 状況（ハイリスク 取引の一部） の確認を行わなけ ればならない（※ 1）	取引時確認を行っ た場合には、直ち に確認記録を作成 し、特定取引等に 係る契約が終了し た日等から7年間 保存しなければならない	特定業務に係る取 引を行った場合に は、直ちに取引記 録等を作成し、取 引の行われた日か ら7年間保存しな ければならない	特定業務において収受 した財産が犯罪による 収益である疑いがある 又は 特定業務に関し顧客等 がマネー・ローンダリン グを行っている疑いが ある と認められる場合にお いては、速やかに届け出 なければならない（※ 2）	取引時確認をした事項に 係る情報を最新の内容に 保つための措置を講ずる ほか、使用人に対する教育 訓練の実施、取引時確認等 の措置の実施に関する規 程の作成、統括管理者の選 任等の措置を講ずるよう 努めなければならない（※ 3）
ファイナンスリース 事業者（39号）					
クレジットカード事 業者（40号）					
カジノ事業者 （41号）					
宅地建物取引業者 （42号）					
宝石・貴金属等取扱 事業者（43号）					
郵便物受取サービス 業者（44号）					
電話受付代行業者 （44号）					
電話転送サービス事 業者（44号）					
行政書士（47号）					
公認会計士（48号）					
税理士（49号）					
司法書士（46号）	司法書士の例に準じて日本弁護士連合会の会則で定めるところによる【12条】	司法書士の例に準じて日本弁護士連合会の会則で定めるところによる【12条】	X	司法書士の例に準じて日 本弁護士連合会の会則で 定めるところによる 【12条】	
弁護士（45号）					

※１ 司法書士については、資産及び収入の状況の確認は不要。

※２ 行政書士、公認会計士及び税理士による疑わしい取引の届出義務については、守秘義務に係る事項を除く。

※３ カジノ事業者については、特定複合観光施設区域整備法において別途その義務が定められている。

《特定事業者と義務②》

義務付け られた措置 特定事業者 【法２条２項】	コルレス契約等締結時の厳格な確認			外国為替取引等に係る通知義務		
	外国所在為替取引業者との契約 【９条】	外国所在電子決済手段等取引業者との契約 【１０条の２】	外国所在暗号資産交換業者との契約 【１０条の４】	外国為替取引 【１０条】	電子決済手段の移転 【１０条の３】	暗号資産の移転 【１０条の５】
業として為替取引を行う特定事業者 （１号～１５号、３１号）	外国銀行との間で、為替取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約（コルレス契約）を締結する際に、相手方の体制を確認しなければならない	(※)	×	外国為替取引を委託するときは、顧客及び支払の相手方に係る本人特定事項等を通知して行われなければならない	(※)	×
電子決済手段等取引業者 （３１号の２）	×	外国所在電子決済手段等取引業者との間で、電子決済手段の移転を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結する際に、相手方の体制を確認しなければならない	×	×	電子決済手段の移転を行うときなどは、顧客及び移転の相手方に係る本人特定事項等を通知して行われなければならない	×
暗号資産交換業者 （３２号）	×	×	外国所在暗号資産交換業者との間で、暗号資産の移転を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結する際に、相手方の体制を確認しなければならない	×	×	暗号資産の移転を行うときなどは、顧客及び移転の相手方に係る本人特定事項等を通知して行われなければならない

※ 法２条２項１号～１５号及び３１号の特定事業者のうち電子決済手段を発行する者は、その発行する電子決済手段について電子決済手段等取引業を行うことができるとされており、これら特定事業者が電子決済手段等取引業を行う場合には、当該特定事業者は電子決済手段等取引業者とみなされ、犯罪収益移転防止法第１０条の２及び第１０条の３の義務を負う。

3. 特定業務と特定取引等

犯罪収益移転防止法では、特定事業者が行う業務の全てが必ずしも義務の対象となるわけではなく、義務の対象となる業務（「**特定業務**」）の範囲が定められています。例えば、宅地建物取引業者であれば、宅地建物の売買又はその代理若しくは媒介に係る業務が同法の義務の対象であって、宅地建物の賃貸に係る業務は対象となりません。

同様に、司法書士や公認会計士であれば、①宅地建物の売買に関する行為又は手続、②会社等の設立又は合併等に関する行為又は手続、③現金、預金等の財産の管理又は処分、についての代理又は代行に係るものが同法の義務の対象であって、依頼者からの法律相談や監査業務等は対象となりません。

また、特定事業者が顧客等と取引を行う際に取引時確認が必要となるのは、全ての取引についてではなく、特定業務のうち一定の取引（「**特定取引等**」）とされています。

例えば、宝石・貴金属等取扱事業者であれば、特定業務である宝石・貴金属等の売買業務のうち、代金の支払が現金で 200 万円を超える宝石・貴金属等の売買契約の締結が特定取引等として取引時確認が必要になります。＜別表5参照＞

特定取引等は、特定取引とマネー・ローンダリングに用いられるおそれが特に高い取引（以下「**ハイリスク取引**」という。）に分かれており、いずれの取引であるかにより、確認事項及びその確認方法が異なることとなります（詳しくは「4. 取引時確認とは」を参照してください。）。

なお、取引によっては、特定取引に該当し、かつ、ハイリスク取引に該当するものや、ハイリスク取引ではあるが、特定取引には該当しない取引もあります。＜別表6参照＞。

《特定取引》

次の二種類の取引をいいます。

① 対象取引

犯罪収益移転防止法施行令第7条に列挙されている取引（※）をいいます。預貯金口座の開設や大口現金取引、クレジットカード契約の締結等、特定事業者の業態ごとに、取引時確認をすべき取引が規定されています。

※ 国又は地方公共団体に対する金品の納付又は納入に係る取引や公共料金、入学金等の支払等、簡素な顧客管理を行うことが許容される取引として、犯罪収益移転防止法施行規則第4条に掲げられている取引は除かれます。

※ 敷居値以下の取引であっても、一回当たりの取引の金額を減少させるために一の取引を分割していることが一見して明らかなものは、一の取引とみなします。

② 特別の注意を要する取引

対象取引以外の取引で、顧客管理を行う上で特別の注意を要するものとして次に掲げる取引をいいます。敷居値以下の取引や簡素な顧客管理を行うことが許容される取引であっても、特別の注意を要する取引に該当する可能性があることに留意が必要です。

○ マネー・ローンダリングの疑いがあると認められる取引

○ 同種の取引の態様と著しく異なる態様で行われる取引

※ 平成27年改正犯罪収益移転防止法政省令（平成28年10月1日施行）により、②の特別の注意を要する取引が、新たに特定取引とされました。

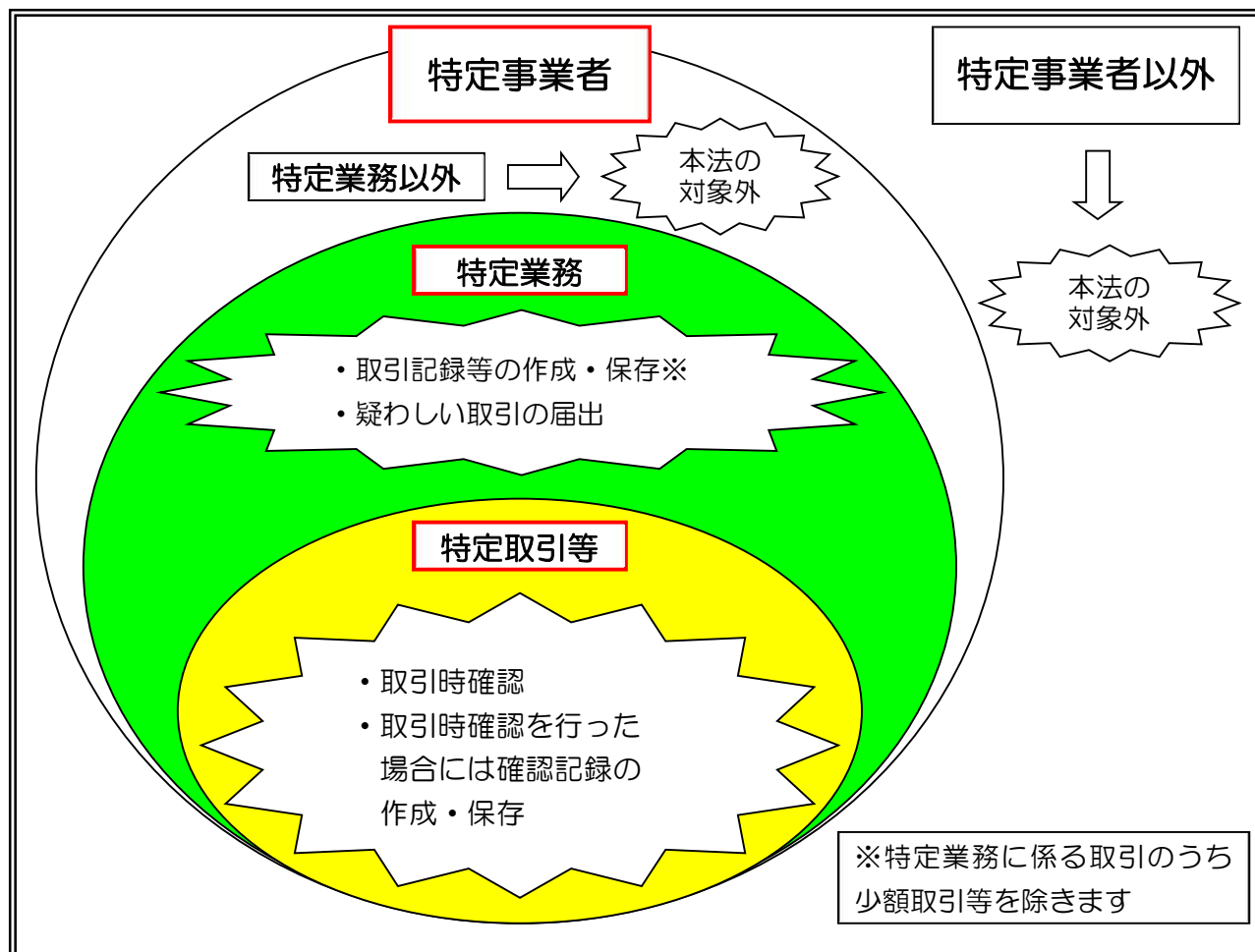
《ハイリスク取引》

次のいずれかに該当する取引をいいます。

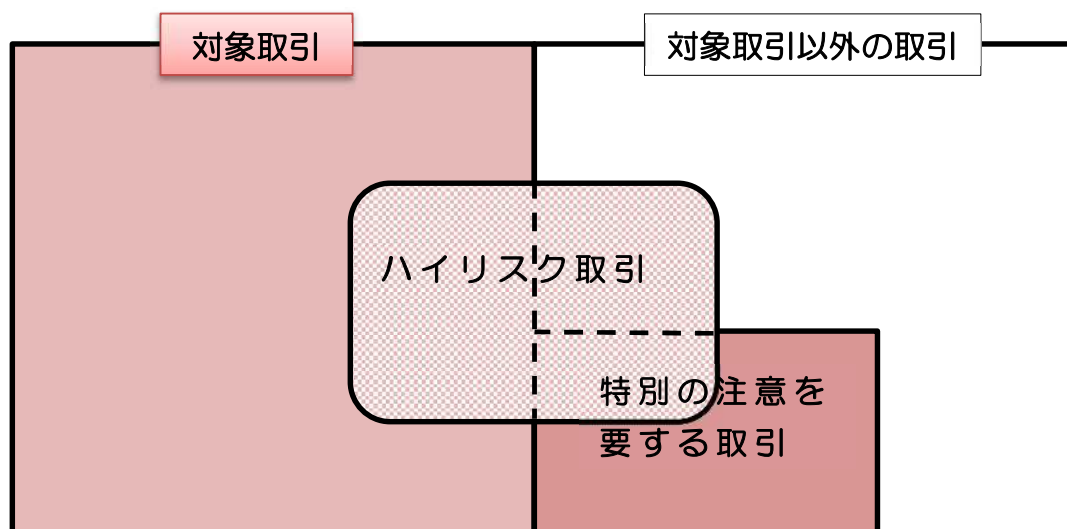
- なりすましの疑いがある取引又は取引時確認に係る事項を偽っていた疑いがある顧客等との取引
具体的には、次の取引をいいます。
 - ・ 取引の相手方が、取引の基となる継続的な契約の締結（例えば、預貯金契約の締結）に際して行われた取引時確認に係る顧客等又はその代表者等になりすましている疑いがある場合の当該取引
 - ・ 取引の基となる継続的な契約の締結に際して取引時確認が行われた際に取引時確認に係る事項を偽っていた疑いがある顧客等又はその代表者等との取引
- 特定国等に居住・所在している顧客等との取引
マネー・ローンダリング対策が不十分であると認められる特定国等（現時点ではイラン及び北朝鮮）に居住している顧客等との取引等をいいます。
- 外国PEPs（重要な公的地位にある者（Politically Exposed Persons））との取引
下記の者との取引をいいます。
 - ① 外国の元首
 - ② 外国において下記の職にある者
 - ・ 我が国における内閣総理大臣その他の国務大臣及び副大臣に相当する職
 - ・ 我が国における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長又は参議院副議長に相当する職
 - ・ 我が国における最高裁判所の裁判官に相当する職
 - ・ 我が国における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表又は全権委員に相当する職
 - ・ 我が国における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長又は航空幕僚副長に相当する職
 - ・ 中央銀行の役員
 - ・ 予算について国会の議決を経、又は承認を受けなければならない法人の役員
 - ③ 過去に①又は②であった者
 - ④ ①～③の家族
 - ⑤ ①～④が実質的支配者である法人

※ 平成27年改正犯罪収益移転防止法政省令（平成28年10月1日施行）により、外国PEPsとの取引が、新たにハイリスク取引とされました。

《特定事業者の義務の範囲》

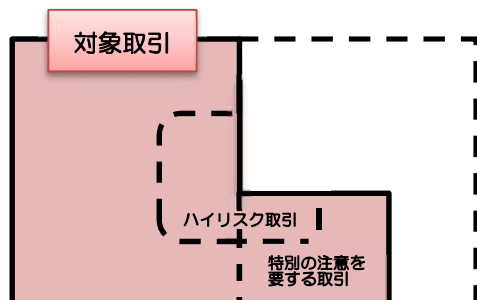


《特定取引とハイリスク取引の関係》

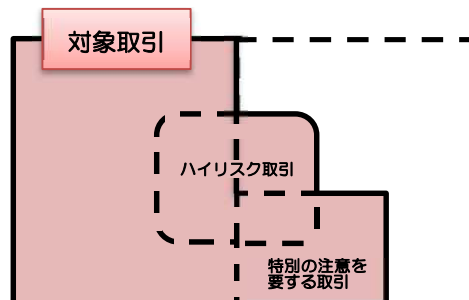


- ① 特定取引 = 対象取引 + 特別の注意を要する取引
- ② 特定取引等 = 特定取引 + ハイリスク取引
- ③ 通常の特定取引 = 特定取引 - ハイリスク取引

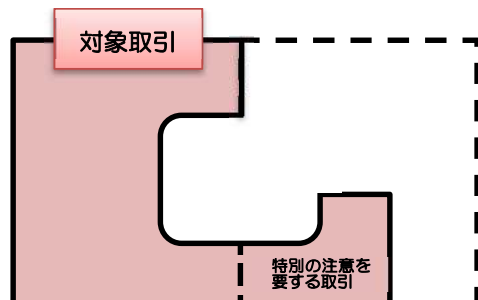
① 特定取引（着色部分）



② 特定取引等（着色部分）



③ 通常の特定取引（着色部分）



《特定事業者の特定業務と特定取引》

特定事業者	特定業務	特定取引	
		対象取引	特 別 の 注 意 を 要 す る 取 引
金融機関等	金融業務等	預貯金契約の締結、 200 万円を超える大口現金取引 等	
ファイナンス リース事業者	ファイナンスリース業務 ※ 途中解約できないもの等であって、賃借人が賃貸物 品の使用にともなう利益を享受し、かつ、費用を負担 するものをいう	1 回の賃貸料が 10 万円を超えるファイナンスリ ース契約の締結	
クレジットカ ード事業者	クレジットカード業務	クレジットカード交付契約の締結	
カジノ事業者	カジノ業務	チップの交付又は付与をする取引 等	
宅地建物取引 業者	宅地建物の売買又はその代理若しくは媒介業務	宅地建物の売買契約の締結又はその代理若しくは 媒介	
宝石・貴金属 等取扱事業者	貴金属（金、白金、銀及びこれらの合金）若しくは 宝石（ダイヤモンドその他の貴石、半貴石及び真 珠）又はこれらの製品の売買業務	代金の支払が現金で 200 万円を超える宝石・貴 金属等の売買契約の締結	
郵便物受取 サービス業者	郵便物受取サービス業務	役務提供契約の締結	
電話受付代行 業者	電話受付代行業務	役務提供契約の締結 ※ 電話による連絡を受ける際に代行業者の商号等を 明示する条項を含む契約の締結は除く ※ コールセンター業務等の契約の締結は除く	
電話転送サー ビス事業者	電話転送サービス業務	役務提供契約の締結	
司法書士 行政書士 公認会計士 税理士	以下の行為の代理又は代行（特定受任行為の代理 等）に係るもの ・ 宅地又は建物の売買に関する行為又は手続 ・ 会社等の設立又は合併等に関する行為又は手続 ・ 現金、預金、有価証券その他の財産の管理・処分 ※ 租税、罰金、過料等の納付は除く ※ 成年後見人等裁判所又は主務官庁により選任され る者が職務として行う他人の財産の管理・処分は除く	以下の特定受任行為の代理等を行うことを内容と する契約の締結 ・ 宅地又は建物の売買に関する行為又は手続 ・ 会社等の設立又は合併等に関する行為又は手続 ・ 200 万円を超える現金、預金、有価証券その他 の財産の管理又は処分 ※ 任意後見契約の締結は除く <u>（特定業務から除かれているものは、特定取引に も該当せず、取引時確認の対象ではありません）</u>	

※ 敷居値以下の取引であっても、一回当たりの取引の金額を減少させるために一の取引を分割していることが一見して明らかなものは一の取引とみなすため、特定取引に該当する場合があります。

4. 取引時確認とは

「取引時確認」とは、特定事業者が特定取引等に際して行わなければならない確認をいいます。

「取引時確認」の確認事項及びその確認方法は、行おうとする取引が「通常の特定取引」（特定取引であってハイリスク取引に該当しないものをいう。以下同じ。）と「ハイリスク取引」のいずれに該当するかにより異なります。

【顧客等についての確認】

「顧客等」とは、「顧客」及び「顧客に準ずる者」のことをいいます。

「顧客」とは、特定事業者が特定業務において行う特定取引等の相手方をいい、これに当たるか否かについては、取引を行うに際して取引上の意思決定を行っているのは誰かということと、取引の利益（計算）が実際には誰に帰属するのかということを総合判断して決定されます。

そのため、例えば、Aの名義において宅地建物取引業者と宅地建物の売買契約を締結しようとする場合であっても、実際にはBがお金を出して宅地建物を購入して使用するつもりであり、AはBの単なる手足として契約の締結をしようとしている場合には、「顧客」はBであり、Aは現に取引の任に当たっている自然人（代表者等）にすぎないと考えられます。

「顧客に準ずる者」とは、信託の受益者のことをいいます。

《通常の特定取引》

通常の特定取引を行うに際しては、次の事項の確認を行うこととなります。

- 本人特定事項
- 取引を行う目的
- 職業（自然人）又は事業の内容（法人・人格のない社団又は財団）
- 実質的支配者（法人）

※ ただし、顧客等が国、地方公共団体、上場企業等である場合には、取引の任に当たっている自然人（代表者等）の本人特定事項のみを確認します。また、顧客等が人格のない社団・財団である場合には、取引の任に当たっている自然人（代表者等）の本人特定事項、取引を行う目的、事業の内容を確認します。

《ハイリスク取引》

ハイリスク取引を行うに際しては、通常の特定取引と同様の確認事項に加え、その取引が200万円を超える財産の移転を伴うものである場合には「資産及び収入の状況」の確認を行うこととなります。

また、マネー・ローンダリングに利用されるおそれの高い取引であることを踏まえ、「本人特定事項」及び「実質的支配者」については、通常の特定取引を行う場合よりも厳格な方法により確認を行うこととされています。（5-2【本人特定事項の確認の方法（ハイリスク取引の場合）】、8【実質的支配者の確認方法】《ハイリスク取引の場合》参照）

【代表者等についての確認】

特定取引等の任に当たっている自然人が顧客等と異なる場合（例えば、顧客等が法人である場合や、自然人の顧客等の代理人が取引の任に当たっている場合）には、顧客等についての確認に加え、当該取引の任に当たっている自然人（代表者等）について、その本人特定事項の確認を行うこととなります（「代表者等」は、法人を代表する権限を有している者には限られません。）。

また、代表者等の本人特定事項を確認するに当たっては、その前提として、代表者等が委任状を有していること、電話により代表者等が顧客等のために取引の任に当たっていることが確認できることなどの当該代表者等が顧客等のために特定取引等の任に当たっていると認められる事由が必要となります。

※ 犯罪収益移転防止法施行規則の改正により、平成 28 年 10 月 1 日以後は、社員証を有していること、役員として登記されていること（代表権限を有している場合を除く。）は、代表者等が顧客等のために特定取引等の任に当たっていると認められる事由ではなくなりました。

《通常の特定期取引》

通常の特定期取引に際して行う顧客等の本人特定事項の確認と同様の方法で確認することとなります。

《ハイリスク取引》

ハイリスク取引に際して行う顧客等の本人特定事項の確認と同様の方法で確認することとなります。

5-1. 本人特定事項の確認とは

「本人特定事項の確認」とは、顧客等又は代表者等の**本人特定事項**（確認の対象が自然人である場合は氏名、住居及び生年月日、法人である場合は名称及び本店又は主たる事務所の所在地）について、運転免許証等の公的証明書等により確認することをいいます。

本人特定事項の確認を確実にすることは、仮名取引やなりすましによる取引の防止に資するものです。

《本人特定事項》

	本人特定事項		
自 然 人	氏 名	住 居	生年月日
法 人	名 称	本店又は主たる事務 所の所在地	

5-2. 本人特定事項の確認に必要な書類と確認方法

【本人特定事項の確認の際に必要な本人確認書類】

本人特定事項の確認を行う際に必要となる公的証明書等（本人確認書類）については、確認の対象が自然人である場合、法人である場合等に分けて定められています。その主な例は、以下のとおりです。

なお、有効期限のある公的証明書等については、特定事業者が提示又は送付を受ける日において有効なものである必要があります。また、有効期限のない公的証明書等については、原則として、特定事業者が提示又は送付を受ける日の前 6 ヶ月以内に作成されたものに限られます。

1 自然人（3、4の外国人を除く。）

①	ア 運転免許証、運転経歴証明書、在留カード・特別永住者証明書・マイナンバーカード等のうち顔写真のあるもの、旅券（パスポート）等 イ 上記のほか、官公庁発行書類等で氏名、住居、生年月日の記載があり、顔写真が貼付されているもの
②	ア 在留カード・特別永住者証明書・マイナンバーカード等のうち顔写真のないもの、資格確認書等、国民年金手帳、母子健康手帳、特定取引等に使用している印鑑に係る印鑑登録証明書 等
③	ア ②以外の印鑑登録証明書、戸籍の附票の写し、住民票の写し・住民票記載事項証明書 イ 上記のほか、官公庁発行書類等で氏名、住居、生年月日の記載があり、顔写真のないもの（マイナンバーの通知カードを除く。）

2 法人（4の外国法人を除く。）

○ 登記事項証明書、印鑑登録証明書 ○ 上記のほか官公庁発行書類等で法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるもの

3 本邦内に住居を有しない短期在留者（観光者等）であって、旅券等の記載によって当該外国人の属する国における住居を確認することができないもの（一定の取引を行う場合に限る。）

○ 氏名、生年月日の記載がある旅券、乗員手帳、船舶観光上陸許可書

4 本邦に在留していない外国人及び外国に本店又は主たる事務所を有する法人

○ 上記1、2のほか、日本国政府の承認した外国政府又は国際機関の発行した書類等であって、本人特定事項の記載があるもの
--

《本人確認書類に記載若しくは記録されている住居等が現在のものでないとき又は住居等の記載がないとき》

本人特定事項の確認を行う場合において、顧客等又は代表者等の現在の住居等が本人確認書類等と異なる場合又は住居等の記載がないときは、他の本人確認書類や補完書類（納税証明書、社会保険料領収証書、公共料金領収証書、官公庁発行書類等（有効期間又は有効期限のあるものにあつては特定事業者が提示又は送付を受ける日において有効なものに、その他のものにあつては領収日付の押印又は発行年月日の記載のあるもので、その日付が提示又は送付を受ける日の前 6 ヶ月以内のものに限る。））の提示を受け、又はこれらの書類若しくはその写しの送付を受け、現在の住居等を確認する必要があります。

※ ただし、マイナンバーの通知カードは補完書類に含まれません。

※ 旅券等のように住居等の記載が必須とされていないものを除き、本人確認書類であるためには住居等の記載があります。

《留意事項》

マイナンバー（個人番号）、基礎年金番号、被保険者記号・番号等の収集等を行うこと又は告知を求めることは他法令により禁止されています。

そのため、当該番号等の収集等を行うこと又は告知を求めることが禁止されている本人確認書類（例えばマイナンバーカード、国民年金手帳、国民健康保険等の資格確認書など。）の提示を受ける場合には、当該番号等を書き写すことのないようにし、写しを取る際には、マイナンバーカードにあっては裏面の写しを取らないようにし、国民年金手帳及び国民健康保険等の資格確認書等にあっては当該写しの番号等部分を復元できない程度にマスキングを施した上で当該写しを確認記録に添付するようにしてください。

また、当該番号等の収集等を行うこと又は告知を求めることが禁止されている本人確認書類の写しの送付を受ける場合には、マイナンバーカードにあっては表面のみの写しの送付を受け、それ以外の書類にあってはあらかじめ顧客等に対し当該番号等にマスキングを施すよう求め、マスキングを施された写しの送付を受けるようにし、当該番号等にマスキングが施されていない写しの送付を受けた場合については、当該番号等を復元できない程度にマスキングを施した上で当該写しを確認記録に添付するようにしてください。

※ 確認記録については、「13. 確認記録の作成・保存」を参照してください。

【本人特定事項の確認の方法（通常の特定取引の場合）】

本人特定事項の確認を行う方法については、顧客等が自然人である場合、法人である場合等に分けて定められています。その主な例は、以下のとおりです。

※ 代表者等の本人特定事項の主な確認方法は、顧客等が自然人である場合の確認方法に準じます。

《対面での取引》※本人確認書類の写しの提示は不可

1 自然人（3の場合を除く。）

○ 顧客等又は代表者等から、23ページ1①又は4の本人確認書類（以下「写真付き本人確認書類」という。）の提示を受ける方法（23ページ1①イの本人確認書類のうち一を限り発行された書類でないものについては、顧客等の本人確認書類の代表者等からの提示を除く。）
○ 代表者等から、顧客等の23ページ1①イの本人確認書類（一を限り発行された書類でないものに限る。）の提示を受けるとともに、本人確認書類に記載されている顧客等の住居宛に、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法
○ 顧客等又は代表者等から、23ページ1②の本人確認書類の提示を受けるとともに、 i) 本人確認書類に記載されている顧客等の住居宛に、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する 又は ii) 提示を受けた本人確認書類以外の本人確認書類（23ページ1①アの本人確認書類を除く。）又は補完書類の提示を受ける（23ページ1①イの本人確認書類のうち一を限り発行された書類でないものについては、顧客等の本人確認書類の代表者等からの提示に限る。） 又は iii) 提示を受けた本人確認書類以外の本人確認書類若しくは補完書類又はその写しの送付を受ける方法
○ 顧客等又は代表者等から、23ページ1③の本人確認書類の提示を受けるとともに、本人確認書類に記載されている顧客等の住居宛に、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法

2 法人

○ 顧客等の代表者等から、23ページ2又は4の本人確認書類の提示を受ける方法
--

○ 顧客等の代表者等から、顧客等の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の申告を受け、かつ、一般財団法人民事法務協会が運営している登記情報提供サービスから登記情報の送信を受ける方法
○ 顧客等の代表者等から、顧客等の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の申告を受けるとともに、国税庁・法人番号公表サイトにより公表されている当該顧客等の名称及び本店又は主たる事務所の所在地を確認する方法

3 本邦内に住居を有しない短期在留者（観光者等）であって、旅券等の記載によって当該外国人の属する国における住居を確認することができないもの

○ 住居の確認ができなければ本人特定事項の確認が必要な取引は原則として行うことはできないが、外貨両替、宝石・貴金属等の売買（宝石・貴金属等の引渡しと同時にその代金の全額を受領するものに限る。）、カジノにおけるチップの交付等については、国籍及び旅券等の番号の記載のある23ページ3の本人確認書類の提示を受ける方法により取引可能 ※ 上陸許可の証印等によりその在留期間が90日を超えないと認められるときは、「 <u>本邦内に住居を有しない</u> 」ことに該当します。

《非対面での取引》（インターネット、郵送での取引等）

1 自然人

○ 顧客等又は代表者等から、特定事業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報（当該ソフトウェアにより撮影された顧客等の容貌及び写真付き本人確認書類）の送信を受ける方法
○ 顧客等又は代表者等から、特定事業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報（当該ソフトウェアにより撮影された顧客等の容貌）の送信及び写真付き本人確認書類に組み込まれたICチップ情報の送信を受ける方法
○ 顧客等又は代表者等から、特定事業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報（当該ソフトウェアにより撮影された本人確認書類（23ページ1①、②又は4のうちのいずれを限り発行されたもの））の送信又は当該ソフトウェアを使用して読み取らせた本人確認書類に組み込まれたICチップ情報の送信を受けるとともに、他の特定事業者が預貯金契約又はクレジットカード契約の締結を行った際に取引時確認を行い、その確認に係る確認記録を保存し、かつ、当該顧客等又は代表者等から本人しか知り得ない事項の申告を受けることにより、当該顧客等が当該記録に記録されている顧客等と同一であることを確認していることを確認する方法
○ 顧客等又は代表者等から、特定事業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報（当該ソフトウェアにより撮影された本人確認書類（23ページ1①、②又は4のうちのいずれを限り発行されたもの））の送信又は当該ソフトウェアを使用して読み取らせた本人確認書類に組み込まれたICチップ情報の送信を受けるとともに、顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認済みの預貯金口座に金銭を振り込み、顧客等から預貯金通帳の写し等の送付を受ける方法
○ 顧客等又は代表者等から、23ページ1又は4の本人確認書類の送付を受けるとともに、当該本人確認書類に記載されている顧客等の住居宛に、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法
○ 顧客等又は代表者等から、23ページ1又は4の本人確認書類に組み込まれたICチップ情報の送信を受けるとともに、当該情報に記録されている顧客等の住居宛に、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法

○ 顧客等又は代表者等から、特定事業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報（当該ソフトウェアにより撮影された本人確認書類（２３ページ１①又は②のうち一を限り発行されたもの））の送信を受けるとともに、当該本人確認用画像情報に記録されている顧客等の住居宛に、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法
○ 顧客等又は代表者等から、２３ページ１又は４の本人確認書類（現在の住居の記載があるもの）２通の写しの送付を受けるとともに、当該本人確認書類の写しに記録されている顧客等の住居宛に、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法
○ 顧客等又は代表者等から、２３ページ１又は４の本人確認書類の写し及び現在の住居の記載がある補完書類（本人確認書類に現在の住居の記載がない場合は、当該本人確認書類及び補完書類２通）又はその写しの送付を受けるとともに、当該本人確認書類等に記載されている顧客等の住居宛に、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法
○ 給与振込口座を開設する場合に、顧客等又は代表者等から、２３ページ１又は４の本人確認書類の写しの送付を受けるとともに、当該本人確認書類の写しに記載されている顧客等の住居宛に、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法
○ 証券口座を開設する場合に、顧客等又は代表者等から、２３ページ１又は４の本人確認書類の写しの送付及びマイナンバーの提供を受けるとともに、当該本人確認書類の写しに記録されている顧客等の住居宛に、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法

２ 法人

○ 顧客等の代表者等から、顧客等の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の申告を受け、かつ、一般財団法人民事法務協会が運営している登記情報提供サービスから登記情報の送信を受ける（当該顧客等を代表する権限を有する役員として登記されていない顧客等の代表者等から当該申告を受けるときは、上記方法に加え、当該顧客等の本店等宛に、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する）方法
○ 顧客等の代表者等から、顧客等の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の申告を受けるとともに、国税庁・法人番号公表サイトにより公表されている当該顧客等の名称及び本店又は主たる事務所の所在地を確認し、かつ、当該顧客等の本店等宛に、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法
○ 顧客等の代表者等から、２３ページ２又は４に掲げる本人確認書類又はその写しの送付を受けるとともに、本人確認書類に記載されている顧客等の本店又は主たる事務所宛に、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法

《カード代替電磁的記録を用いた本人特定事項の確認》

自然人のみ

○ 顧客等から、カード代替電磁的記録を構成する電磁的記録のうち、当該顧客等の氏名、住居、生年月日及び写真の情報が記録されているものの送信を受けるとともに、当該電磁的記録が当該送信を行った当該顧客等のものであることの確認をする方法
--

《本人限定郵便による本人特定事項の確認》

自然人のみ

○ その取扱いにおいて名宛人又は差出人の指定した名宛人に代わって受け取ることができる者に限り交付する郵便等（特定事業者に代わって住居を確認し、写真付き本人確認書類の提示を受けるとともに、本人特定事項の確認を行った者の氏名等、本人確認書類の提示を受けた日付及び時刻、本人確認書類の名称、記号番号等を特定事業者に伝達する措置がとられているものに限る。）により、顧客等に対して、取引関係文書を送付する方法

- | |
|--|
| <p>○ その取扱いにおいて名宛人又は差出人の指定した名宛人に代わって受け取ることができる者に限り交付する郵便等（特定事業者に代わって住居を確認し、カード代替電磁的記録を構成する電磁的記録のうち、氏名、住居、生年月日及び写真の情報が記録されているものの送信を受けるとともに、当該電磁的記録が当該送信を行った当該顧客等のものであることの確認を行い、本人特定事項の確認を行った者の氏名等、送信を受けた日付を特定事業者に伝達する措置がとられているものに限る。）により、顧客等に対して、取引関係文書を送付する方法</p> |
|--|

《電子署名による本人特定事項の確認》

1 自然人

- | |
|--|
| <p>○ 電子署名法又は公的個人認証法に基づく電子証明書（氏名、住居、生年月日の記録のあるものに限る。）及び当該電子証明書により確認される電子署名が行われた特定取引等に関する情報の送信を受ける方法</p> |
|--|

2 法人

- | |
|---|
| <p>○ 商業登記法に基づき登記官が作成した電子証明書及び当該電子証明書により確認される電子署名が行われた特定取引等に関する情報の送信を受ける方法</p> |
|---|

※ 顧客等が法人である場合、顧客等の本店等に代えて、当該顧客等の代表者等から、当該顧客等の営業所であると認められる場所（以下「営業所」という。）の記載がある当該顧客等の本人確認書類等の提示等を受けるとともに、当該営業所に宛てて取引関係文書を送付することもできます。

※ 顧客等の住居又は本店等若しくは営業所等取引関係文書を送付する方法に代えて、特定事業者の役職員が顧客等の住居又は本店等若しくは営業所等に赴いて、当該顧客等又は代表者等取引関係文書を交付することもできます。

【本人特定事項の確認の方法（ハイリスク取引の場合）】

ハイリスク取引に際して行う本人特定事項の確認の方法については、通常の特定期取引に際して行う確認の方法に加え、追加の本人確認書類若しくは補完書類等の提示又は送付を受ける方法とされています。

また、継続的な契約（例えば預貯金契約）に基づく取引（例えば預金の払戻し）に際し、なりすまし又は偽りの疑いがある場合には、当該継続的な契約の締結に際して確認した書類以外の書類を少なくとも1つ確認することとされています。例えば、預貯金契約（継続的な契約）の締結に際して運転免許証及びマイナンバーカードの写しの送付を受け取引関係文書を送付する方法により確認を行った場合には、ハイリスク取引に該当する預金の払戻し（継続的な契約に基づく取引）に際しては、運転免許証及びマイナンバーカードの提示により確認を行うことはできず、これらの書類以外の書類を少なくとも1つ用いることが必要となります。

《ハイリスク取引の際の本人特定事項の確認方法》

通常の確認方法	本人確認書類を用いる場合	カード代替電磁的記録・電子署名による場合
	本人確認書類による確認	カード代替電磁的記録・電子署名による確認
+	+	+
追加の確認方法	本人確認書類又は補完書類の提示 又は 本人確認書類若しくは補完書類又はそれらの写しの送付	本人確認書類の提示 又は 本人確認書類又はその写しの送付

※ 継続的な契約に基づく取引に際し、なりすまし又は偽りの疑いがある場合には、継続的な契約の締結に際して確認した書類以外の書類を少なくとも1つ用いることが必要

6. 取引を行う目的の確認方法

【取引を行う目的とは】

「取引を行う目的」とは、その取引によって達成したい事柄をいいます。

具体的にどのような項目により確認するかは法令では定められておりませんので、各特定事業者において取引の内容等を踏まえて決めていただく必要があります。

【取引を行う目的の確認方法】

通常の特定取引とハイリスク取引のいずれであっても、顧客等又はその代表者等から申告を受ける方法とされています。

具体的には、口頭で確認することのほか、特定事業者が作成した類型のチェックリストをチェックさせるなどの方法によることとなります。

7. 職業・事業の内容の確認方法

【職業・事業の内容とは】

「職業」「事業の内容」とは、自然人については日常従事する仕事等、法人・団体については営利・非営利を問わずその目的を達成するためになされる行為全般をいいます。

取引を行う目的と同様に、具体的にどのような項目により確認するかについては、各特定事業者において決めていただく必要があります（同様に、各行政庁から示されている「職業」「事業の内容」の類型も御参考としてください。）。

【職業・事業の内容の確認方法】

職業・事業の内容の確認方法は、通常取引とハイリスク取引のいずれであっても、次の方法により確認することとなります。

《顧客等が自然人又は人格のない社団・財団である場合》

顧客等又はその代表者等から申告を受ける方法とされています。

「申告を受ける方法」の内容は、取引を行う目的の確認と同様です。

《顧客等が国内法人である場合》

登記事項証明書、定款等の書類又はその写しを確認する方法とされています。

「確認する方法」としては、顧客等から提示又は送付を受ける方法のほか、特定事業者において当該書類を確認する方法も含まれます。

《顧客等が外国法人である場合》

国内法人である場合と同様の方法に加え、「日本国政府が承認した外国政府が発行している書類等で、当該法人の事業の内容の記載があるもの」又はその写しを確認する方法も含まれることとなります。

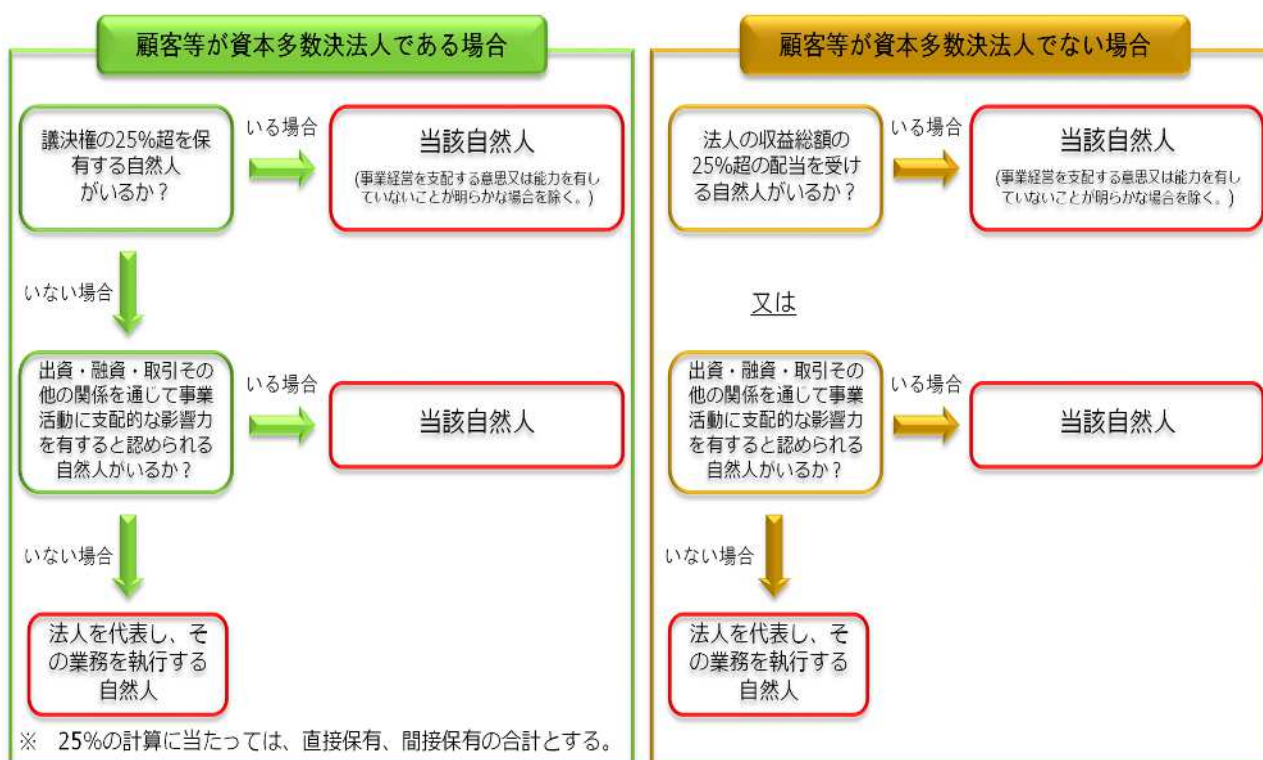
8. 実質的支配者の確認方法

【実質的支配者とは】

実質的支配者とは、法人の事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にある者をいい、どのような者が該当するかについては、法人の性質に従って定められています。

なお、平成 27 年の犯罪収益移転防止法施行規則改正（平成 28 年 10 月 1 日施行）により、議決権その他の手段により当該法人を支配する自然人まで遡って確認することとされました。（下図参照）

※ 例えば、新たに設立する株式会社の銀行口座開設手続を代表者自身が行う際に、この代表者が単独で議決権の 50%超を保有している場合は、この代表者のみが実質的支配者となります。



※ 資本多数決法人とは、株式会社、投資法人、特定目的会社等を指します。資本多数決法人でない法人には、一般社団・財団法人、学校法人、宗教法人、医療法人、社会福祉法人、特定非営利法人、持分会社（合名会社、合資会社及び合同会社）等があります。

※ 基本的には取引の時点での実質的支配者の該当性を判断することとなりますが、合理的な範囲で近接した時点（例えば、直近の株主総会開催時）での状況により判断することと認められます。

※ 該当する自然人が複数いる場合には、その全てが実質的支配者に該当することとなります。

※ 議決権の 25%超を保有する自然人（法人の収益総額の 25%超の配当を受ける自然人）であっても、他に議決権の 50%超を保有する自然人（法人の収益総額の 50%超の配当を受ける自然人）が存在する場合は、25%超の議決権を保有していても（法人の収益総額の 25%超の配当を受けていても）、実質的支配者に該当しません。この場合、議決権の 50%超を保有する自然人（法人の収益総額の 50%超の配当を受ける自然人）が実質的支配者に該当することとなります。

※ 事業経営を支配する意思又は能力を有しないことが明らかな場合は、議決権の 25%超を有する自然人の主観的要素だけでなく、法人との関係性等の客観的要素も踏まえた上で、社会通念上合理的に判断されます。

【実質的支配者の確認方法】

実質的支配者の確認方法は、通常の特定期取引とハイリスク取引のいずれであるかにより、その確認方法が異なります。

《通常の特定期取引の場合》

当該顧客等の代表者等から、実質的支配者の本人特定事項について申告を受ける方法とされています。

《ハイリスク取引の場合》

通常の特定期取引の場合と異なり、以下の書類又はその写し等を確認し、かつ、実質的支配者の本人特定事項について当該顧客等の代表者等から申告を受ける方法とされています。

- 資本多数決の原則を採る法人の場合
 - ・ 顧客等の株主名簿
 - ・ 顧客等の株主名簿の写しを添付書類として作成された実質的支配者リスト
- 資本多数決の原則を採る法人以外の法人の場合
 - ・ 登記事項証明書

【実質的支配者に関する規定の改正に伴う経過措置】

平成 27 年の犯罪収益移転防止法施行規則改正により、法人の実質的支配者を自然人まで遡って確認することとなるよう実質的支配者に関する規定の改正が行われたことから、当該改正の施行日（平成 28 年 10 月 1 日）前に既に取引時確認を行っている顧客等であっても、施行日以後の取引の際に改めて、改正後の規定に基づく実質的支配者（以下「新実質的支配者」という。）の本人特定事項を確認する必要があります。

ただし、施行日以後に行う取引が、施行日前に締結された継続的な契約に基づく取引に該当する場合や、施行日前に新実質的支配者に該当する者の本人特定事項の確認を行っている場合には、施行日以後の取引の際に、改めて新実質的支配者の本人特定事項を確認する必要はありません。

また、新実質的支配者に該当する者のうちに、改正前の規定に基づく実質的支配者（以下「旧実質的支配者」という。）に該当する者がある場合（本人特定事項の確認が行われている場合に限る。）には、当該者について、改めて本人特定事項を確認する必要はありません。例えば、新実質的支配者に該当する者が二人おり、そのうち一人が旧実質的支配者に該当する者であって、既にその本人特定事項の確認が行われている場合には、当該者について、改めて本人特定事項の確認を行う必要はありません。

9. 資産及び収入の状況の確認

【資産及び収入の状況とは】

資産及び収入の状況は、ハイリスク取引が200万円を超える財産の移転を伴うものである場合に、確認を行うこととされています。

具体的には、顧客等が当該取引を行うに相応な資産・収入を有しているかという観点から確認を行うこととなります。

なお、当該事項は、疑わしい取引の届出を行うか否かの判断ができる程度に行うこととされており、必ずしも顧客等の資産・収入の全部を確認することを求めるものではありません。

どれくらいの範囲・程度で確認を行うかについては一律には定められておりませんので、各特定事業者において個別の取引の内容等に従って判断する必要があります。

【資産及び収入の状況の確認方法】

顧客等の書類又はその写しを確認する方法とされています。

どのような書類を用いるかについては、顧客等が自然人である場合、法人である場合に分けて定められています。

《自然人の場合》

源泉徴収票、確定申告書、預貯金通帳、その他資産及び収入の状況を示す書類

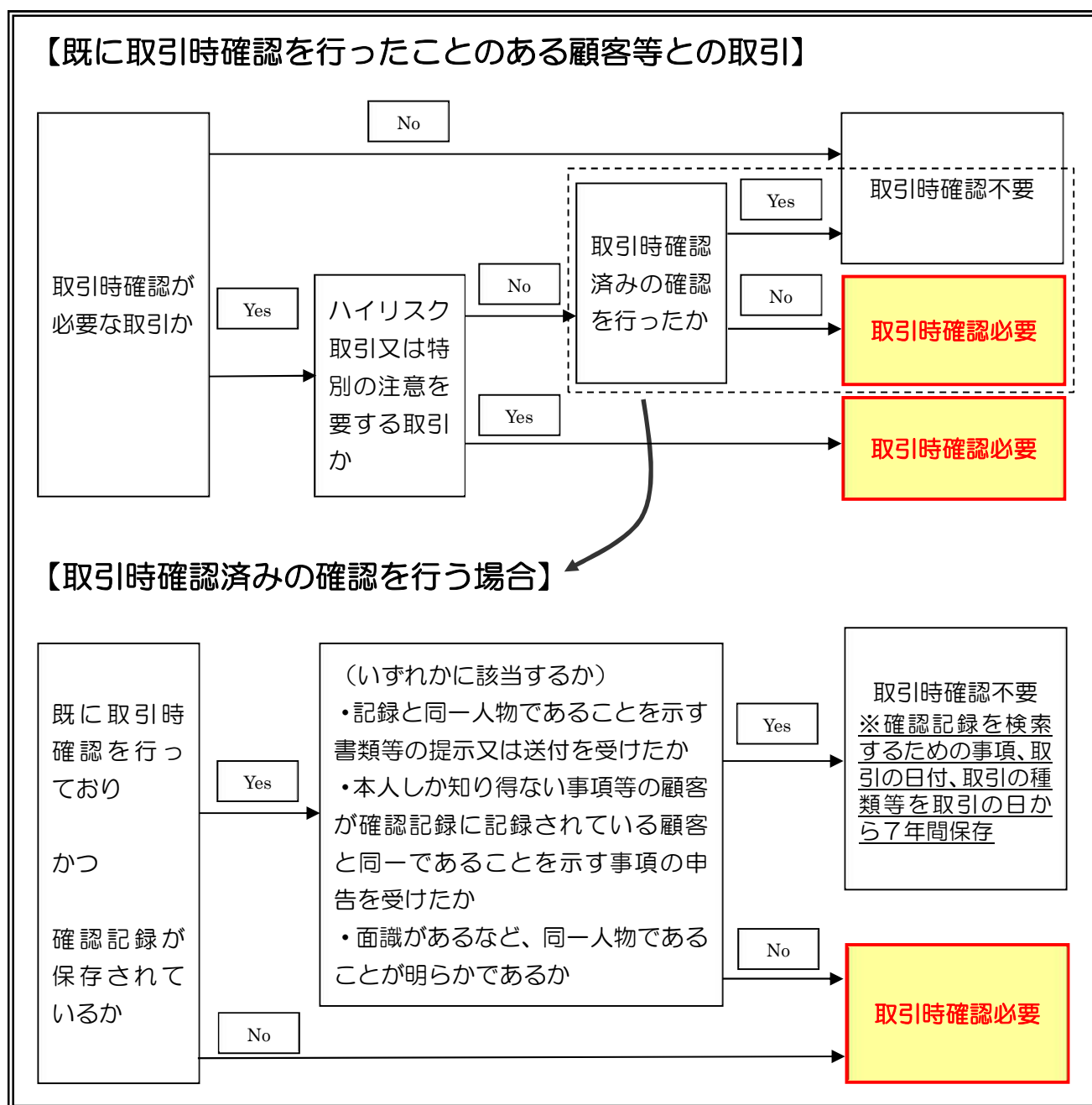
《法人の場合》

損益計算書、貸借対照表、その他資産及び収入の状況を示す書類

10. 既に取引時確認をしたことのある顧客等との取引

特定事業者が取引を行う顧客等について既に取り時確認を行っており、かつ、当該取引時確認について記録（確認記録）を保存している場合には、顧客等から記録されている者と同一であることを示す書類等の提示又は送付を受けるか、顧客等しか知り得ない事項等の申告を受けることにより、顧客等が当該記録と同一であることを確認（特定事業者が顧客等と面識がある場合等、記録されている者と同一であることが明らかな場合は、この限りではありません。）するとともに、確認記録を検索するための事項、取引等の日付、取引等の種類を記録し、取引の日から7年間保存すれば、取引時確認済みの顧客等との取引として、改めて取引時確認を行う必要はありません。

※ ただし、以下の図にあるとおり、ハイリスク取引又は特別の注意を要する取引に該当する場合は、改めて取引時確認を行う必要があります。



11. 平成23年改正犯罪収益移転防止法の施行前に確認をしたことのある顧客等との取引

従来、犯罪収益移転防止法施行前から取引のある顧客等と、同法施行後（平成20年3月1日以降）に本人確認が必要となる取引を行う場合には、同法施行前に、本人確認の方法に準じて顧客等を特定するに足りる事項の確認を行い、かつ、本人確認記録の作成・保存の方法に準じて当該顧客等に関する記録を作成・保存している場合には、当該確認を本人確認と、当該記録を本人確認記録とみなして、上記の方法による本人確認済みの顧客等であることの確認、記録を行うことにより、本人確認済みの顧客等との取引として扱うことができることとされていました。

平成23年改正犯罪収益移転防止法により確認事項の追加等がされたことに伴い、同様に、同法の施行後（平成25年4月1日以降）に通常の特定制取引を行う場合には、同法の施行前に本人確認等を行っている顧客等との取引について、次のような経過措置が設けられています。

なお、次の経過措置については、通常の特定制取引を行う場合についてのものであり、ハイリスク取引を行う場合には、ハイリスク取引に際して行う確認が必要となりますので注意してください。

《本人特定事項の確認を行い、その記録を保存している場合》

本人特定事項の確認を行い、その記録を保存している場合には、既に本人特定事項の確認を行っている顧客等であることの確認を行えば、本人特定事項以外の確認事項のみの確認を行えばよいこととされています。

《本人特定事項の確認＋取引を行う目的等の確認を行い、その記録を保存している場合》

全ての確認事項の確認を行い、その記録を保存している場合には、「既に取引時確認を行っている顧客等との取引」と同様の取扱いとなり、既に確認を行っている顧客等であることの確認を行えば、改めて取引時確認を行う必要はありません（「10. 既に取引時確認をしたことのある顧客等との取引」も参照してください。）。

《施行日前の継続的な契約に基づく取引を行う場合》

平成25年4月1日以降に行う通常の特定制取引が平成23年改正犯罪収益移転防止法の施行前に締結された継続的な契約（契約の締結に際して本人確認を行い、その記録を保存している場合に限ります。）に基づく取引に該当する場合には、既に本人確認を行っていることを確認すれば、改めて取引時確認を行う必要はありません。

例えば、平成25年3月31日以前に締結した預貯金契約の締結（継続的な契約の締結）に基づく200万円を超える預金の払戻し（基づく取引）をする場合が該当します。

※ いずれの場合も、本人確認の代わりに金融機関等本人確認法に基づく確認や、犯罪収益移転防止法の施行前に本人確認に相当する確認を行っている顧客等については、それぞれ同様の取扱いとなります。

12. 令和4年12月改正犯罪収益移転防止法の施行前に確認をしたことのある顧客等との取引（士業者）

令和4年12月改正犯罪収益移転防止法により、いわゆる士業者のうち、司法書士・行政書士・公認会計士・税理士について、取引時確認を行う際には、本人特定事項の確認に加え、新たに取引目的等（取引を行う目的、職業・事業の内容、実質的支配者）の確認義務が追加等されました。確認事項の追加等がされたことに伴い同法の施行後（令和6年4月1日以降）に通常の特定期取引を行う場合には、同法の施行前に本人確認等を行っている顧客等との取引について、次のような経過措置が設けられています。

なお、次の経過措置については、通常の特定期取引を行う場合についてのものであり、ハイリスク取引を行う場合には、ハイリスク取引に際して行う確認が必要となりますので注意してください。

《本人特定事項の確認を行い、その記録を保存している場合》

本人特定事項の確認を行い、その記録を保存している場合には、既に本人特定事項の確認を行っている顧客等であることの確認を行えば、本人特定事項以外の確認事項のみの確認を行えばよいこととされています。

《本人特定事項の確認＋取引を行う目的等の確認を行い、その記録を保存している場合》

全ての確認事項の確認を行い、その記録を保存している場合には、「既に取り時確認を行っている顧客等との取引」と同様の取扱いとなり、既に確認を行っている顧客等であることの確認を行えば、改めて取引時確認を行う必要はありません（「10. 既に取り時確認をしたことのある顧客等との取引」も参照してください。）。

13. 確認記録の作成・保存

特定事業者が取引時確認を行った場合には、直ちに確認記録を作成し、特定取引等に係る契約が終了した日から7年間保存しなければなりません。

なお、顧客等が自然人と法人のいずれであるかや、代表者等による取引であるかなどの取引の方法や、本人確認書類の提示を受けたか、送付を受けたかなどの取引時確認の方法により記録すべき事項が異なります。

また、取引時確認の方法に応じて、確認記録に書類等を添付する必要があります。

確認記録については様式や書式等は特に定められていませんが、参考として<別表8>に書式例を記載しています。

【確認記録の記録事項】

○ 確認事項等

・顧客等の本人特定事項（自然人：氏名・住居・生年月日、法人：名称・所在地）
・代表者等による取引のときは、当該代表者等の本人特定事項、当該代表者等と顧客等との関係及び当該代表者等が顧客等のために取引の任に当たっていると認めた理由
・顧客等が国、地方公共団体、人格のない社団又は財団、上場企業等（国等）であるときは、当該国等を特定するに足りる事項
・取引を行う目的
・職業又は事業の内容
・顧客等が法人である場合は、実質的支配者の本人特定事項、実質的支配者と顧客等との関係

○ 確認のためにとった措置等

・本人特定事項の確認を行った方法
・本人確認書類又は補完書類の提示を受けたときは、名称、記号番号その他の当該書類を特定するに足りる事項
・本人確認書類に現在の住居等の記載又は記録がないため、他の本人確認書類又は補完書類の提示を受けることにより住居等の確認を行ったときは、当該確認に用いた本人確認書類又は補完書類の名称、記号番号その他の当該書類を特定するに足りる事項
・顧客等が法人である場合に、本人確認書類又は補完書類に記載のある営業所等に取引関係文書を送付したとき又は当該営業所等に赴いて取引関係文書を交付したときは、営業所の名称、所在地その他の当該場所を特定するに足りる事項及び当該場所の確認の際に提示を受けた本人確認書類又は補完書類の名称、記号番号その他の当該書類を特定するに足りる事項
・顧客等が法人であるときは、事業の内容の確認を行った方法及び確認をした書類の名称その他の当該書類を特定するに足りる事項
・顧客等が法人であるときは、実質的支配者の確認を行った方法（ハイリスク取引のときは、確認をした書類の名称その他の当該書類を特定するに足りる事項
・資産および収入の状況の確認を行ったときは、その確認を行った方法及び確認をした書類の名称その他の当該書類を特定するに足りる事項
・顧客等が本邦に住居を有しない旅行者等の短期在留者であって、上陸許可の証印等により在留期間の確認を行ったときは、当該確認に用いた旅券等の名称、日付、記号番号その他の当該旅券等を特定するに足りる事項

○ 確認のための措置をとった日付等

・本人確認書類又は補完書類の提示を受けたとき（ハイリスク取引に際して追加の書類として提示を受けたときを除く。）は、その日付及び時刻
・本人確認書類若しくは補完書類又はその写しの送付を受けたときは、その日付
・カード代替電磁的記録を構成する電磁的記録の送信を受けたときは、その日付
・取引関係文書を送付したときは、その日付
・本人確認用画像情報の送信を受けたときは、その日付

・ ICチップ情報の送信を受けたときは、その日付
・ 他の特定事業者が預貯金契約又はクレジットカード契約の締結を行った際に当該顧客等の本人特定事項の確認を行い、その確認に係る確認記録を保存し、かつ、当該顧客等又は代表者等から本人しか知り得ない事項の申告を受けることにより、当該顧客等が当該記録に記録されている顧客等と同一であることを確認していることの確認を行ったときは、その日付
・ 顧客等の本人特定事項の確認済みの預貯金口座に金銭を振り込み、預貯金通帳の写し等の送付を受けたときは、その日付
・ 一般財団法人民事法務協会が運営している登記情報提供サービスから登記情報の送信を受けたときは、その日付
・ 国税庁・法人番号公表サイトを利用し本人特定事項の確認を行ったときは、その日付
・ 特定事業者の役職員が顧客等又は代表者等の住居等に赴いて取引関係文書を交付したときは、その日付
・ ハイリスク取引に際して追加で書類の提示又は送付を受けたときは、その日付
・ 取引を行う目的、職業・事業の内容、実質的支配者（法人のみ）又は資産及び収入（ハイリスク取引の一部のみ）の確認を行ったときは、その日付

○ その他

・ 取引時確認を行った者の氏名その他の当該者を特定するに足りる事項
・ 確認記録の作成者の氏名その他の当該者を特定するに足りる事項
・ 取引時確認を行った取引の種類
・ 顧客等が自己の氏名及び名称と異なる名義を取引に用いるときは、当該名義並びに異なる名義を用いる理由
・ 顧客等が外国 PEP s であるときは、その旨及び外国 PEP s であると認めた理由
・ 取引記録等を検索するための口座番号その他の事項
・ なりすまし又は偽りが疑われる取引のときは、関連取引時確認に係る確認記録を検索するための事項

【確認記録の添付資料】 ※以下のうち、該当するもの全てを添付する必要があります。

○ 本人確認書類若しくは補完書類又はその写しの送付を受けたとき
当該本人確認書類若しくは補完書類又はその写し
○ 本人確認用画像情報の送信を受けたとき
当該本人確認用画像情報又はその写し
○ ICチップ情報の送信を受けたとき
当該 IC チップ情報又はその写し
○ カード代替電磁的記録を構成する電磁的記録の送信を受けたとき
当該カード代替電磁的記録を構成する電磁的記録又はその写し
○ 電子署名法、公的個人認証法、商業登記法の規定により電子署名が行われた特定取引等に関する情報の送信を受けたとき
当該方法により本人特定事項の確認を行ったことを証明するに足りる電磁的記録
○ 一般財団法人民事法務協会が運営している登記情報提供サービスから登記情報の送信を受けたとき
当該登記情報又はその写し
○ 国税庁・法人番号公表サイトを利用し本人特定事項の確認を行ったとき
当該公表事項又はその写し

《留意事項》

※ 添付資料を確認記録に添付するとき又は提示を受けた本人確認書類若しくは補完書類の写しを確認記録に添付するときには、当該書類又はその写しに記載がある事項については、確認記録への記載を省略することができます。

また、提示を受けた本人確認書類又は補完書類の写しを確認記録に添付し、確認記録と共に 7 年間保存するときには、本人確認書類の提示を受けた時刻の記載も省略することができます。

※ 確認記録の内容に変更又は追加があることを知った場合には、当該変更・追加事項を確認記録に付記する必要があります。その際、既に確認記録に記載されている内容を消去してはなりません。

確認記録に付記することに代えて、変更・追加事項を別途記録し、当該記録を確認記録と共に保存することもできます。

※ マイナンバーカードが本人確認書類として用いられた場合、確認記録には、本人確認書類を特定するに足りる事項として、マイナンバー以外の事項（例えば発行者や有効期間）を記載することとなります。

※ 国民年金手帳が本人確認書類として用いられた場合、確認記録には、本人確認書類を特定するに足りる事項として、基礎年金番号以外の事項（例えば、交付年月日等の国民年金手帳に記載されている事項）を記載することとなります。

※ 他法令により被保険者記号・番号等の収集等を行うこと又は告知を求めることが禁止されている資格確認書等が本人確認書類として用いられた場合、確認記録には、本人確認書類を特定するに足りる事項として、その名称に加えて、発行主体及び交付年月日等を記録する必要があります。

※ 船舶観光上陸許可書が本人確認書類として用いられた場合、確認記録には、本人確認書類を特定するに足りる事項として、当該船舶観光上陸許可書の様式右上「番号」欄に記載された許可書番号ではなく、その名称に加えて、当該船舶観光上陸許可書に記載された国籍・地域及び旅券番号を記録する必要があります。

別表 8

《確認記録の参考様式》

自 然 人

取引時確認を行った者				
確認記録を作成した者				
取引時確認を行った取引の種類 ☐ ハイリスク取引				
口座番号・顧客番号等				
関連取引時確認に係る確認記録を検索するための事項				
顧 客 関 係				
本人特定事項	氏名（フリガナ）			
	住居			
	生年月日	（西暦）		
自己の氏名・名称と異なる名義 （いわゆる通称）を用いる場合		（通称）		
		（その理由）		
本人確認書類	☐ 運転免許証・運転経歴証明書 ☐ 在留カード・特別永住者証明書（写真あり） ☐ マイナンバーカード（写真あり） ☐ 旅券・乗員手帳・船舶観光上陸許可書 ☐ 身体障害者手帳等（写真あり） ☐ その他官公庁から発行又は発給された書類等（写真あり） ☐ 在留カード・特別永住者証明書（写真なし） ☐ マイナンバーカード（写真なし） ☐ 精神障害者保健福祉手帳（写真なし） ☐ 資格確認書等 ☐ 国民年金手帳等 ☐ 印鑑登録証明書（取引申込等書類に押印した印鑑） ☐ 印鑑登録証明書（取引申込等書類に押印した印鑑以外） ☐ 戸籍の附票の写し ☐ 住民票の写し又は記載事項証明書 ☐ その他官公庁から発行又は発給された書類等（写真なし） ☐ 外国政府又は国際機関が発行した書類等		☐ 対面取引 ☐ 本人確認書類又は補充書類の提示を受けた 年月日（ ） 時刻（ ） ☐ 本人確認書類若しくは補充書類又はその写しの送付を受けた 年月日（ ） ☐ 取引関係文書を送付した 年月日（ ） ☐ 取引関係文書の訪問での交付をした 年月日（ ） ☐ 本人確認書類若しくは補充書類又はその写しの添付 ☐ 追加の書類を確認した（ハイリスク取引の場合） 年月日（ ）	
	名称（ ） 発行者（ ） 記号番号（ ）		☐ 非対面取引 ☐ 本人確認書類若しくは補充書類又はその写しの送付を受けた 年月日（ ） ☐ 取引関係文書を送付した 年月日（ ） ☐ 取引関係文書の訪問での交付をした 年月日（ ） ☐ 本人確認用画像情報の送信を受けた 年月日（ ） ☐ I Cチップに記録された情報の送信を受けた 年月日（ ）	
本人確認書類を補充する書類 （顔写真のない本人確認書類の提示を受けた場合・本人確認書類に現在の住居の記載がない場合）		☐ 他の本人確認書類 ☐ 国税又は地方税の領収証書又は納税証明書 ☐ 社会保険料の領収証書 ☐ 公共料金の領収証書 ☐ その他官公庁から発行又は発給された書類等 ☐ 外国政府又は国際機関が発行した書類等		
		名称（ ） 発行者（ ） 記号番号（ ）		
取引を行う目的				
職業				
ハイリスク取引の場合	追加で本人特定事項を確認した書類	名称（ ） 発行者（ ） 記号番号（ ）		
	資産及び収入の状況の確認方法及び確認した書類	確認方法 名称（ ） 発行者（ ） 記号番号（ ）		
	外国 P E P s との取引	☐ 顧客が外国 P E P s に該当する 顧客が外国 P E P s に該当すると認めた理由		
備考			☐ 追加の書類を確認した（ハイリスク取引の場合） 年月日（ ） ☐ カード代替電磁的記録 ☐ カード代替電磁的記録を構成する電磁的記録の送信を受けた 年月日（ ） ☐ 本人特定事項の確認を行った日と異なる日に確認した場合 ☐ 取引を行う目的 年月日（ ） ☐ 職業 年月日（ ） ☐ 資産及び収入の状況（ハイリスク取引の場合） 年月日（ ）	

代表者等（代理人）関係		
本人特定事項等	氏名（フリガナ）	
	住居	
	生年月日	（西暦）
	顧客との関係	
	顧客のために取引の任に当たっていると認めた理由	
本人確認書類	☐ 運転免許証・運転経歴証明書 ☐ 在留カード・特別永住者証明書（写真あり） ☐ マイナンバーカード（写真あり） ☐ 旅券・乗員手帳・船舶観光上陸許可書 ☐ 身体障害者手帳等（写真あり） ☐ その他官公庁から発行又は発給された書類等（写真あり） ☐ 在留カード・特別永住者証明書（写真なし） ☐ マイナンバーカード（写真なし） ☐ 精神障害者保健福祉手帳（写真なし） ☐ 資格確認書等 ☐ 国民年金手帳等 ☐ 印鑑登録証明書（取引申込等書類に押印した印鑑） ☐ 印鑑登録証明書（取引申込等書類に押印した印鑑以外） ☐ 戸籍の附票の写し ☐ 住民票の写し又は記載事項証明書 ☐ その他官公庁から発行又は発給された書類等（写真なし） ☐ 外国政府又は国際機関が発行した書類等	☐ 対面取引 ☐ 本人確認書類又は補充書類の提示を受けた 年月日 （ ） 時刻 （ ） ☐ 本人確認書類若しくは補充書類又はその写しの送付を受けた 年月日 （ ） ☐ 取引関係文書を送付した 年月日 （ ） ☐ 取引関係文書の訪問での交付をした 年月日 （ ） ☐ 本人確認書類若しくは補充書類又はその写しの添付 ☐ 追加の書類を確認した（ハイリスク取引の場合） 年月日 （ ）
	☐ 非対面取引 ☐ 本人確認書類若しくは補充書類又はその写しの送付を受けた 年月日 （ ） ☐ 取引関係文書を送付した 年月日 （ ） ☐ 取引関係文書の訪問での交付をした 年月日 （ ） ☐ 本人確認用画像情報の送信を受けた 年月日 （ ） ☐ I C チップに記録された情報の送信を受けた 年月日 （ ） ☐ 本人確認書類若しくは補充書類又はその写しの添付 ☐ 本人確認用画像情報又はその写しの添付 ☐ I C チップに記録された情報又はその写しの添付 ☐ 追加の書類の確認（ハイリスク取引の場合） 年月日 （ ）	
	☐ 他の本人確認書類 ☐ 国税又は地方税の領収証書又は納税証明書 ☐ 社会保険料の領収証書 ☐ 公共料金の領収証書 ☐ その他官公庁から発行又は発給された書類等 ☐ 外国政府又は国際機関が発行した書類等	
本人確認書類を補完する書類 (写真のない本人確認書類の提示を受けた場合・本人確認書類に現在の住居の記載がない場合)	名称 （ ） 発行者 （ ） 記号番号 （ ）	
追加で本人特定事項を確認した書類 (ハイリスク取引の場合)	名称 （ ） 発行者 （ ） 記号番号 （ ）	
備 考	☐ カード代替電磁的記録 ☐ カード代替電磁的記録を構成する電磁的記録の送信を受けた 年月日 （ ）	

備考 1	添付資料を確認記録に添付するとき又は本人確認書類の写しを確認記録に添付するときには、当該書類又はその写しに記載がある事項については、確認記録への記載を省略することができます。
2	「関連取引時確認に係る確認記録を検索するための事項」欄は、なりすまし又は偽りが疑われる取引に際して取引時確認を行った場合に記入してください。
3	「本人確認書類」欄は、次の分類に従い該当する項目の□にレ点を記入してください。 「運転免許証・運転経歴証明書」 「在留カード・特別永住者証明書（写真あり）」 「マイナンバーカード（写真あり）」 「旅券・乗員手帳・船舶観光上陸許可書」 「身体障害者手帳等（写真あり）」 「その他官公庁から発行又は発給された書類等（写真あり）」 「在留カード・特別永住者証明書（写真なし）」 「マイナンバーカード（写真なし）」 「精神障害者保健福祉手帳（写真なし）」 「資格確認書等」 「国民年金手帳等」 「印鑑登録証明書（取引申込等書類に押印した印鑑）」 「印鑑登録証明書（取引申込等書類に押印した印鑑以外）」 「戸籍の附票の写し」 「住民票の写し又は記載事項証明書」 「その他官公庁から発行又は発給された書類等（写真なし）」 「外国政府又は国際機関が「本人確認書類を補充する書類」欄は、次の分類に従い該当する項目の□にレ点を記入してください。 「他の本人確認書類」 「国税又は地方税の領収証又は納税証明書」 「社会保険料の領収証書」 「公共料金の領収証書」 「その他官公庁から発行又は発給された書類等」 「外国政府又は国際機関が発行した書類等」 ・ ・ ・ ・ 道路交通法第92条第1項に規定する運転免許証又は同法第105条の2第1項に規定する運転経歴証明書 ・ ・ ・ ・ 出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書（16歳の誕生日以前として交付される当該自然人の写真の貼り付けがないものを除く。） ・ ・ ・ ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード（1歳未満の者に交付される当該自然人の写真の貼り付けがないものを除く。） ・ ・ ・ ・ 出入国管理及び難民認定法第2条第5号に掲げる旅券若しくは同条第6号に掲げる乗員手帳（当該自然人の氏名及び生年月日の記載があるものに限る。）又は同法第14条の2第4項に規定する船舶観光上陸許可書（その交付に際して当該交付を受ける者の旅券の写しが貼り付けられたものに限る。） ・ ・ ・ ・ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳（官公庁が当該自然人の写真を貼り付けたものに限る。） ・ ・ ・ ・ 療育手帳又は戦傷病者手帳（当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。） ・ ・ ・ ・ 官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があり、かつ、当該官公庁が当該自然人の写真を貼り付けたもの ・ ・ ・ ・ 出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書（16歳の誕生日以前として交付される当該自然人の写真の貼り付けがないものに限る。） ・ ・ ・ ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード（1歳未満の者に交付される当該自然人の写真の貼り付けがないものに限る。） ・ ・ ・ ・ 介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳又は国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合若しくは私立学校教職員共済制度の資格確認書（当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。） ・ ・ ・ ・ 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）による改正前の国民年金法第13条第1項に規定する国民年金手帳、児童扶養手当証書又は母子健康手帳（当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。） ・ ・ ・ ・ 取引を行うための申込み又は承諾に係る書類に顧客等が押印した印鑑に係る印鑑登録証明書 ・ ・ ・ ・ 上記以外の印鑑登録証明書 ・ ・ ・ ・ 住民票の記載事項証明書とは、地方公共団体の長の住民基本台帳の氏名、住所その他の事項を証する書類をいいます。 ・ ・ ・ ・ 官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があり、かつ、当該自然人の写真がないもの（個人番号の通知カードを除く。） ・ ・ ・ ・ 日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、当該自然人の氏名及び住居の記載があるもの ・ ・ ・ ・ 「本人確認書類」欄に記載した本人確認書類以外の本人確認書類 ・ ・ ・ ・ 所得税・住民税等の領収証書又は納税証明書 ・ ・ ・ ・ 所得税法第74条第2項に規定する社会保険料の領収証書 ・ ・ ・ ・ 日本国内において供給される電気、ガス及び水道水その他これに準ずるものに係る料金の領収証書 ・ ・ ・ ・ 官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該自然人の氏名及び住居の記載があるもの（個人番号の通知カードを除く。） ・ ・ ・ ・ 日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、当該自然人の氏名及び住居の記載があるもの
5	「本人確認書類」、「本人確認書類を補充する書類」、「追加で本人特定事項を確認した書類」及び「資産及び収入の状況の確認方法及び確認した書類」欄に記載する書類は、当該書類の詳細を「名称」、「発行者」及び「記号番号」欄に記入して下さい。 ただし、当該書類が i) マイナンバーカードの場合には、「記号番号」欄に個人番号を記入せず、有効期間を記入して下さい。 ii) 国民年金手帳の場合には、「記号番号」欄に年金番号を記入せず、交付年月日を記入して下さい。 iii) 他法令により被保険者記号・番号等の収集等を行うこと又は告知を求めることが禁止されている資格確認書等の場合には、「記号番号」欄に被保険者証等記号・番号等を記入せず、交付年月日等を記入して下さい。 iv) 船舶観光上陸許可書の場合には、「記号番号」欄にその許可書番号を記入せず、国籍・地域及び旅券番号を記入して下さい。
6	「本人確認書類」欄に記載する書類のうち、資格確認書等、国民年金手帳等及び印鑑登録証明書（取引申込等書類に押印した印鑑）は、原本の提示を受けた場合でも、他の本人確認書類又は補充書類（備考4に掲げる「他の本人確認書類」以外の書類）の提示又は送付を受けるか、取引関係文書の送付が必要となります。
7	「本人確認書類」欄に記載する書類のうち、印鑑登録証明書（取引申込等書類に押印した印鑑以外）、戸籍の附票の写し、住民票の写し又は記載事項証明書、及びその他官公庁から発行又は発給された書類等（写真なし）は、原本の提示を受けた場合でも取引関係文書の送付が必要となります。
8	「本人確認書類を補充する書類」欄に記載する書類は、領収日付の押印又は発行年月日の記載のあるもので、その日が事業者が提示又は送付を受ける日前6ヶ月以内のものに限ります。（「他の本人確認書類」を除く。）
9	電子署名法、公的個人認証法の規定により電子署名が行われた特定取引等に関する情報の送信を受ける方法等により本人特定事項の確認を行ったときは、当該方法により本人特定事項の確認を行ったことを証明するに足る電磁的記録を、確認記録の添付資料とする必要があります。

- 10 本人確認用画像情報の送信を受け、又はＩＣチップに記録された情報の送信を受けるとともに、次の（ｉ）又は（ii）の行為を行う方法により本人特定事項の確認を行ったときは、本人確認用画像情報又はＩＣチップに記録された情報の送信を受けた日付に加えて、次の（ｉ）又は（ii）に掲げる行為を行った日付を記録する必要があります。
 - （ｉ）他の特定事業者が預貯金契約又はクレジットカード契約の締結を行った際に顧客等の本人特定事項の確認を行い、その確認記録を保存し、かつ、当該顧客等から申告を受けることにより当該顧客等が当該記録に記録されている顧客等と同一であることを確認していることを確認すること。
 - （ii）顧客等の預貯金口座に金銭の振込みを行うとともに、当該顧客等から当該振込みを特定するために必要な事項が記載された預貯金通帳の写し等の送付を受けること。
- 11 本邦内に住居を有しない短期在留者（観光者等）であって、旅券等の記載によって当該外国人の属する国における住居を確認することができないものの住居に代わる本人特定事項は、国籍及び旅券番号になります（外貨両替、貴金属等の売買（貴金属等の引渡しと同時にその代金の全額を受領するものに限る。）等の取引に限ります。その他の取引時確認が必要な取引については、原則通り当該外国人の属する国における住居が確認できない限り取引はできません。）。
- 12 「資産及び収入の状況」関係の欄は、200万円を超える財産の移転を伴うハイリスク取引を行う場合に記入してください。
- 13 「外国ＰＥＰsとの取引」欄は、顧客が外国の重要な公的地位にある者等に該当する場合に記入して下さい。
- 14 「対面取引」欄で「本人確認書類又は補充書類の提示」にある「時刻」は、本人確認書類又は補充種類の写しを添付する場合には記入の必要はありません。
- 15 確認方法に応じて、添付資料を確認記録に添付する必要があります。

法 人

取引時確認を行った者			
確認記録を作成した者			
取引時確認を行った取引の種類 ☐ ハイリスク取引			
口座番号・顧客番号等			
関連取引時確認に係る確認記録を検索するための事項			
顧 客 関 係			
本人特定事項		名称（フリガナ） 所在地	
本人確認書類		☐ 登記事項証明書 ☐ 印鑑登録証明書 ☐ その他官公庁から発行又は発給された書類等 ☐ 外国政府又は国際機関が発行した書類等 名称（ ） 発行者（ ） 記号番号（ ）	
現在の所在地を確認した書類 （本人確認書類と現在の所在地が異なる場合）		☐ 他の本人確認書類 ☐ 国税又は地方税の領収証書又は納税証明書 ☐ 社会保険料の領収証書 ☐ 公共料金の領収証書 ☐ その他官公庁から発行又は発給された書類等 ☐ 外国政府又は国際機関が発行した書類等 名称（ ） 発行者（ ） 記号番号（ ）	
営業所の場所を確認した書類 （本人確認書類に記載された本店等以外の営業所等に取引関係文書を送付し、又は当該営業所を訪問して取引関係文書を交付する場合）		☐ 他の本人確認書類 ☐ 国税又は地方税の領収証書又は納税証明書 ☐ 社会保険料の領収証書 ☐ 公共料金の領収証書 ☐ その他官公庁から発行又は発給された書類等 ☐ 外国政府又は国際機関が発行した書類等 名称（ ） 発行者（ ） 記号番号（ ） 営業所の名称（ ） 営業所の所在地（ ）	
取引を行う目的			
事業の内容			
事業の内容を確認した方法及び書類		事業の内容を確認した方法 ☐ 定款 ☐ その他法令により法人が作成する書類 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他官公庁から発行又は発給された書類等 名称（ ） 発行者（ ） 記号番号（ ）	
実質的支配者		氏名（フリガナ） 住居 生年月日（西暦） 顧客との関係 上記の事項を確認した方法	
ハイリスク取引の場合	追加で本人特定事項を確認した書類	名称（ ） 発行者（ ） 記号番号（ ）	
	実質的支配者と顧客との関係を確認した書類	名称（ ） 発行者（ ） 記号番号（ ）	
	資産及び収入の状況の確認方法及び確認した書類	名称（ ） 発行者（ ） 記号番号（ ）	
	実質的支配者が外国 P E P s である顧客との取引	☐ 顧客の実質的支配者が外国 P E P s に該当する 顧客の実質的支配者が外国 P E P s に該当すると認めた理由	
	備考		

☐ 対面取引
☐ 本人確認書類又は補完書類の提示を受けた
 年月日（ ）
 時刻（ ）
☐ 登記情報の送信を受けた
 年月日（ ）
☐ 公表事項を確認した
 年月日（ ）

☐ 本人確認書類若しくは補完書類又はその写しの添付
☐ 登記情報又はその写しの添付
☐ 公表事項又はその写しの添付

☐ 追加の書類を確認した（ハイリスク取引の場合）
 年月日（ ）

☐ 非対面取引
☐ 本人確認書類若しくは補完書類又はその写しの送付を受けた
 年月日（ ）
☐ 取引関係文書を送付した
 年月日（ ）
☐ 取引関係文書の訪問での交付をした
 年月日（ ）
☐ 登記情報の送信を受けた
 年月日（ ）
☐ 公表事項を確認した
 年月日（ ）

☐ 本人確認書類若しくは補完書類又はその写しの添付
☐ 登記情報又はその写しの添付
☐ 公表事項又はその写しの添付

☐ 追加の書類を確認した（ハイリスク取引の場合）
 年月日（ ）

☐ 本人確認書類（写し）の提示又は送付を受けた日
 と異なる日に確認した場合
☐ 取引を行う目的
 年月日（ ）
☐ 事業の内容
 年月日（ ）
☐ 実質的支配者
 年月日（ ）
☐ 資産及び収入の状況（ハイリスク取引の場合）
 年月日（ ）

代表者等（取引担当者）関係		
本人特定事項等	氏名（フリガナ）	
	住居	
	生年月日	
	顧客との関係	
	顧客のための取引の任に当たっていると認めた理由	
本人確認書類	☐ 運転免許証・運転経歴証明書 ☐ 在留カード・特別永住者証明書（写真あり） ☐ マイナンバーカード（写真あり） ☐ 旅券・乗員手帳・船舶観光上陸許可書 ☐ 身体障害者手帳等（写真あり） ☐ その他官公庁から発行又は発給された書類等（写真あり） ☐ 在留カード・特別永住者証明書（写真なし） ☐ マイナンバーカード（写真なし） ☐ 精神障害者保健福祉手帳（写真なし） ☐ 資格確認書等 ☐ 国民年金手帳等 ☐ 印鑑登録証明書（取引申込等書類に押印した印鑑） ☐ 印鑑登録証明書（取引申込等書類に押印した印鑑以外） ☐ 戸籍の附票の写し ☐ 住民票の写し又は記載事項証明書 ☐ その他官公庁から発行又は発給された書類等（写真なし） ☐ 外国政府又は国際機関が発行した書類等	☐ 対面取引 ☐ 本人確認書類又は補完書類の提示を受けた 年月日 （ ） 時刻 （ ） ☐ 本人確認書類若しくは補完書類又はその写しの送付を受けた 年月日 （ ） ☐ 取引関係文書を送付した 年月日 （ ） ☐ 取引関係文書の訪問での交付をした 年月日 （ ） ☐ 本人確認書類若しくは補完書類又はその写しの添付 ☐ 追加の書類の確認（ハイリスク取引の場合） 年月日 （ ）
	名称 （ ） 発行者 （ ） 記号番号 （ ）	☐ 非対面取引 ☐ 本人確認書類若しくは補完書類又はその写しの送付を受けた 年月日 （ ） ☐ 取引関係文書を送付した 年月日 （ ） ☐ 取引関係文書の訪問での交付をした 年月日 （ ） ☐ 本人確認用画像情報の送信を受けた 年月日 （ ） ☐ I Cチップに記録された情報の送信を受けた 年月日 （ ）
	名称 （ ） 発行者 （ ） 記号番号 （ ）	☐ 本人確認書類若しくは補完書類又はその写しの添付 ☐ 本人確認用画像情報又はその写しの添付 ☐ I Cチップに記録された情報又はその写しの添付 ☐ 追加の書類を確認した（ハイリスク取引の場合） 年月日 （ ）
本人確認書類を補完する書類 （写真のない本人確認書類の提示を受けた場合・本人確認書類に現在の住居の記載がない場合）	☐ 他の本人確認書類 ☐ 国税又は地方税の領収証又は納税証明書 ☐ 社会保険料の領収証書 ☐ 公共料金の領収証書 ☐ その他官公庁から発行又は発給された書類等 ☐ 外国政府又は国際機関が発行した書類等	☐ 本人確認書類若しくは補完書類又はその写しの添付 ☐ 本人確認用画像情報又はその写しの添付 ☐ I Cチップに記録された情報又はその写しの添付 ☐ 追加の書類を確認した（ハイリスク取引の場合） 年月日 （ ）
追加で本人特定事項を確認した書類（ハイリスク取引の場合）	名称 （ ） 発行者 （ ） 記号番号 （ ）	☐ カード代替電磁的記録 ☐ カード代替電磁的記録を構成する電磁的記録の送信を受けた 年月日 （ ）
備考		

- 備考 1 添付資料を確認記録に添付するとき又は本人確認書類の写しを確認記録に添付するときには、当該書類又はその写しに記載がある事項については、確認記録への記載を省略することができます。
- 2 「関連取引時確認に係る確認記録を検索するための事項」欄は、なりすまし又は偽りが疑われる取引に際して取引時確認を行った場合に記入してください。
- 3 「顧客関係」欄の「本人確認書類」欄は、次の分類に従い該当する項目の□にレ点を記入してください。
- 「登記事項証明書」
- ・・・・当該法人が設立の登記をしていないときは、当該法人を所管する行政機関の長の当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地を証する書類を用いてください。
- 「印鑑登録証明書」
- ・・・・当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるものに限ります。
- 「その他官公庁から発行又は発給された書類等」
- ・・・・官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の記載があるもの
- 「外国政府又は国際機関が発行した書類等」
- ・・・・日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるもの
- 4 「本人確認書類」欄は、次の分類に従い該当する項目の□にレ点を記入してください。
- 「運転免許証・運転経歴証明書」
- ・・・・道路交通法第92条第1項に規定する運転免許証又は同法第105条の2第1項に規定する運転経歴証明書
- 「在留カード・特別永住者証明書（写真あり）」
- ・・・・出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書（16歳の誕生日以前として交付される当該自然人の写真の貼り付けがないものを除く。）
- 「マイナンバーカード（写真あり）」
- ・・・・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード（1歳未満の者に交付される当該自然人の写真の貼り付けがないものを除く。）
- 「旅券・乗員手帳・船舶観光上陸許可書」
- ・・・・出入国管理及び難民認定法第2条第5号に掲げる旅券若しくは同条第6号に掲げる乗員手帳（当該自然人の氏名及び生年月日の記載があるものに限る。）又は同法第14条の2第4項に規定する船舶観光上陸許可書（その交付に際して当該交付を受ける者の旅券の写しが貼り付けられたものに限る。）
- 「身体障害者手帳等（写真あり）」
- ・・・・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳（官公庁が当該自然人の写真を貼り付けたものに限る。）
- 「その他官公庁から発行又は発給された書類等（写真あり）」
- ・・・・療育手帳又は戦傷病者手帳（当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。）
- 「官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があり、かつ、当該官公庁が当該自然人の写真を貼り付けたもの
- ・・・・官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があり、かつ、当該官公庁が当該自然人の写真を貼り付けたもの
- 「在留カード・特別永住者証明書（写真なし）」
- ・・・・出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書（16歳の誕生日以前として交付される当該自然人の写真の貼り付けがないものに限る。）
- 「マイナンバーカード（写真なし）」
- ・・・・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード（1歳未満の者に交付される当該自然人の写真の貼り付けがないものに限る。）
- 「精神障害者保健福祉手帳（写真なし）」
- ・・・・介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳又は国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合若しくは私立学校教職員共済制度の資格確認書（当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。）
- 「資格確認書等」
- ・・・・年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）による改正前の国民年金法第13条第1項に規定する国民年金手帳、児童扶養手当証書又は母子健康手帳（当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。）
- 「国民年金手帳等」
- ・・・・取引を行うための申込み又は承諾に係る書類に顧客等が押印した印鑑に係る印鑑登録証明書
- 「印鑑登録証明書（取引申込等書類に押印した印鑑）」
- ・・・・上記以外の印鑑登録証明書
- 「印鑑登録証明書（取引申込等書類に押印した印鑑以外）」
- ・・・・住民票の記載事項証明書とは、地方公共団体の長の住民基本台帳の氏名、住所その他の事項を証する書類をいいます。
- 「戸籍の附票の写し」
- ・・・・官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があり、かつ、当該自然人の写真がないもの（個人番号の通知カードを除く。）
- 「住民票の写し又は記載事項証明書」
- ・・・・日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるもの
- 「その他官公庁から発行又は発給された書類等（写真なし）」
- 「外国政府又は国際機関が発行した書類等」
- 5 「現在の所在地を確認した書類」、「営業所の場所を確認した書類」、「本人確認書類を補完する書類」欄は、次の分類に従い該当する項目の□にレ点を記入してください。
- 「他の本人確認書類」
- ・・・・「本人確認書類」欄に記載した本人確認書類以外の本人確認書類
- 「国税又は地方税の領収証又は納税証明書」
- ・・・・①自然人の場合は所得税・住民税等の領収証書又は納税証明書
 - ②法人の場合は法人税・法人住民税・法人事業税等の領収証書又は納税証明書
- 「社会保険料の領収証書」
- ・・・・所得税法第74条第2項に規定する社会保険料の領収証書
- 「公共料金の領収証書」
- ・・・・日本国内において供給される電気、ガス及び水道水その他これに準ずるものに係る料金の領収証書
- 「その他官公庁から発行又は発給された書類等」
- ・・・・官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該自然人の氏名及び住居の記載があるもの（個人番号の通知カードを除く。）
- 「外国政府又は国際機関が発行した書類等」
- ・・・・日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、自然人の場合にあつてはその氏名及び住居、法人の場合にあつてはその名称及び主たる事務所の記載があるもの
- 6 「本人確認書類」、「現在の所在地を確認した書類」、「営業所の場所を確認した書類」、「事業の内容を確認した方法及び書類」、「ハイリスク取引の場合」及び「本人確認書類を補完する書類」欄に記載する書類は、当該書類の詳細を「名称」、「発行者」及び「記号番号」欄に記入してください。ただし、ただし、当該書類が
- i) マイナンバーカードの場合には、「記号番号」欄に個人番号を記入せず、有効期間を記入して下さい。
- ii) 国民年金手帳の場合には、「記号番号」欄に年金番号を記入せず、交付年月日を記入して下さい。
- iii) 他法令により被保険者記号・番号等の収集等を行うこと又は告知を求めることが禁止されている資格確認書等の場合には、「記号番号」欄に被保険者証等記号・番号等を記入せず、交付年月日等を記入して下さい。
- iv) 船舶観光上陸許可書の場合には、「記号番号」欄にその許可書番号を記入せず、国籍・地域及び旅券番号を記入してください。
- 7 営業所の場所を確認したときは、当該営業所の名称及び所在地を「営業所の名称」及び「営業所の所在地」欄に記載してください。

- 8 事業の内容を確認した書類は、次の分類に従い該当する項目の□にレ点を記入してください。
- | | |
|-----------------------|---|
| 「定款」 | ・ ・ ・ ・ ・ 法人の目的、内部組織、活動等に関する根本規則 |
| 「その他法令により法人が作成する書類」 | ・ ・ ・ ・ ・ 法令の規定により当該法人が作成することとされている書類で、当該法人の事業の内容の記載があるもの |
| 「登記事項証明書」 | ・ ・ ・ ・ ・ 当該法人が設立の登記をしていないときは、当該法人を所管する行政機関の長の当該法人の事業の内容を証する書類を用いてください。 |
| 「その他官公庁から発行又は発給された書類」 | ・ ・ ・ ・ ・ 官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該法人の事業の内容の記載があるもの |
- 9 代表者等（取引関係担当者）関係の「本人確認書類」欄に記載する書類のうち、資格確認書等、国民年金手帳等及び印鑑登録証明書（取引申込等書類に押印した印鑑）は、原本の提示を受けた場合でも、他の本人確認書類又は補充書類（備考4に掲げる「他の本人確認書類」以外の書類）の提示又は送付を受けるか、取引関係文書の送付が必要となります。
- 10 代表者等（取引関係担当者）関係の「本人確認書類」欄に記載する書類のうち、印鑑登録証明書（取引申込等書類に押印した印鑑以外）、戸籍の附票の写し、住民票の写し又は記載事項証明書、及びその他官公庁から発行又は発給された書類等（写真なし）は、原本の提示を受けた場合でも取引関係文書の送付が必要となります。
- 11 「現在の所在地を確認した書類」、「営業所の場所を確認した書類」、「本人確認書類を補充する書類」欄に記載する書類は、領収日付の押印又は発行年月日の記載のあるもので、その日が事業者が提示又は送付を受ける日前6ヶ月以内のものに限ります。（「本人確認書類を補充する書類」欄の「他の本人確認書類」を除く。）
- 12 商業登記法の規定により電子署名が行われた特定取引等に関する情報の送信を受ける方法等により本人特定事項の確認を行ったときは、当該方法により本人特定事項の確認を行ったことを証明するに足る電磁的記録を、確認記録の添付資料とする必要があります。
- 13 本人確認用画像情報の送信を受け、又は半導体集積回路に記録された情報の送信を受けるとともに、次の（i）又は（ii）の行為を行う方法により本人特定事項の確認を行ったときは、本人確認用画像情報又は半導体集積回路に記録された情報の送信を受けた日付に加えて、次の（i）又は（ii）に掲げる行為を行った日付を記録する必要があります。
- （i）他の特定事業者が預貯金契約又はクレジットカード契約の締結を行った際に顧客等の本人特定事項の確認を行い、その確認記録を保存し、かつ、当該顧客等から申告を受けることにより当該顧客等が当該記録に記録されている顧客等と同一であることを確認していることを確認すること。
- （ii）顧客等の預貯金口座に金銭の振込みを行うとともに、当該顧客等から当該振込みを特定するために必要な事項が記載された預貯金通帳の写し等の送付を受けること。
- 14 「資産及び収入の状況」関係の欄は、200万円を超える財産の移転を伴うハイリスク取引を行う場合に記入してください。
- 15 「実質的支配者が外国P E P sに該当する顧客との取引」の欄は、顧客の実質的支配者が外国の重要な公的地位にある者等に該当する場合に記入してください。
- 16 「対面取引」欄で「本人確認書類又は補充書類の提示」にある「時刻」は、本人確認書類又は補充書類の写しを添付する場合には記入の必要はありません。
- 17 確認方法に応じて、添付資料を確認記録に添付する必要があります。

14. 取引記録等の作成・保存

特定事業者は、特定業務に係る取引を行った場合又は特定受任行為の代理等を行った場合には、直ちにその取引等に関する記録を作成し、当該取引又は特定受任行為の代理等の行われた日から7年間保存しなければなりません。

上記のとおり、取引記録等の作成・保存が必要なのは特定業務に係る取引についてであるため、

- 特定取引等に当たらない取引も、特定業務に含まれるものであれば、少額の取引等（以下参照）を除き、取引記録等の作成が必要となる
- 特定業務以外の業務に係る取引を行ったとしても、取引記録等を作成・保存する必要はないことに留意してください。

【少額の取引等】

《士業者を除く特定事業者》

○ 財産の移転を伴わない取引（残高照会等）
○ 1万円以下の財産の移転に係る取引

上記のほか、以下の特定事業者については、次の取引が定められています。

○ 金融機関等	200万円以下の両替 等
○ カジノ事業者	30万円以下の金銭の両替
○ 宝石・貴金属等取扱事業者	代金の支払が現金で 200 万円を超える宝石・貴金属等の売買取引以外のもの
○ 郵便物受取サービス業者 電話受付代行業者 電話転送サービス事業者	現金を内容とする郵便物の受取及び引渡しに係る取引以外のもの

《司法書士、行政書士、公認会計士、税理士》

○ 現金、有価証券等の財産の管理又は処分に係る特定受任行為の代理等のうち、当該財産の価額が 200 万円以下のもの
○ 任意後見人の事務として行う特定受任行為の代理等

※ 租税、罰金、過料等の納付や成年後見人等裁判所又は主務官庁により選任される者が職務として行う他人の財産の管理・処分については特定業務の対象外であり、取引記録等の作成・保存は不要です。

【取引記録等の記録事項】

○ 口座番号その他の顧客等の確認記録を検索するための事項（確認記録がない場合には、氏名その他の顧客等又は取引等を特定するに足りる事項）
○ 取引又は特定受任行為の代理等の日付、種類、財産の価額
○ 財産の移転を伴う取引又は特定受任行為の代理等にあつては、当該取引等及び当該財産の移転元又は移転先の名義その他の当該移転元又は移転先を特定するに足りる事項 等

15. 疑わしい取引の届出

疑わしい取引の届出制度は、本人特定事項の確認や確認記録・取引記録等の作成・保存義務と同様に、F A T F 40 の勧告に基づき、各国に対して導入が求められている制度です。

我が国では、1992 年の麻薬特例法の施行により金融機関等に対し、薬物犯罪収益に関する疑わしい取引の届出制度が創設されました。その後、2000 年の組織的犯罪処罰法の施行により、疑わしい取引の届出の対象となる犯罪が薬物犯罪から一定の重大犯罪に拡大されました。

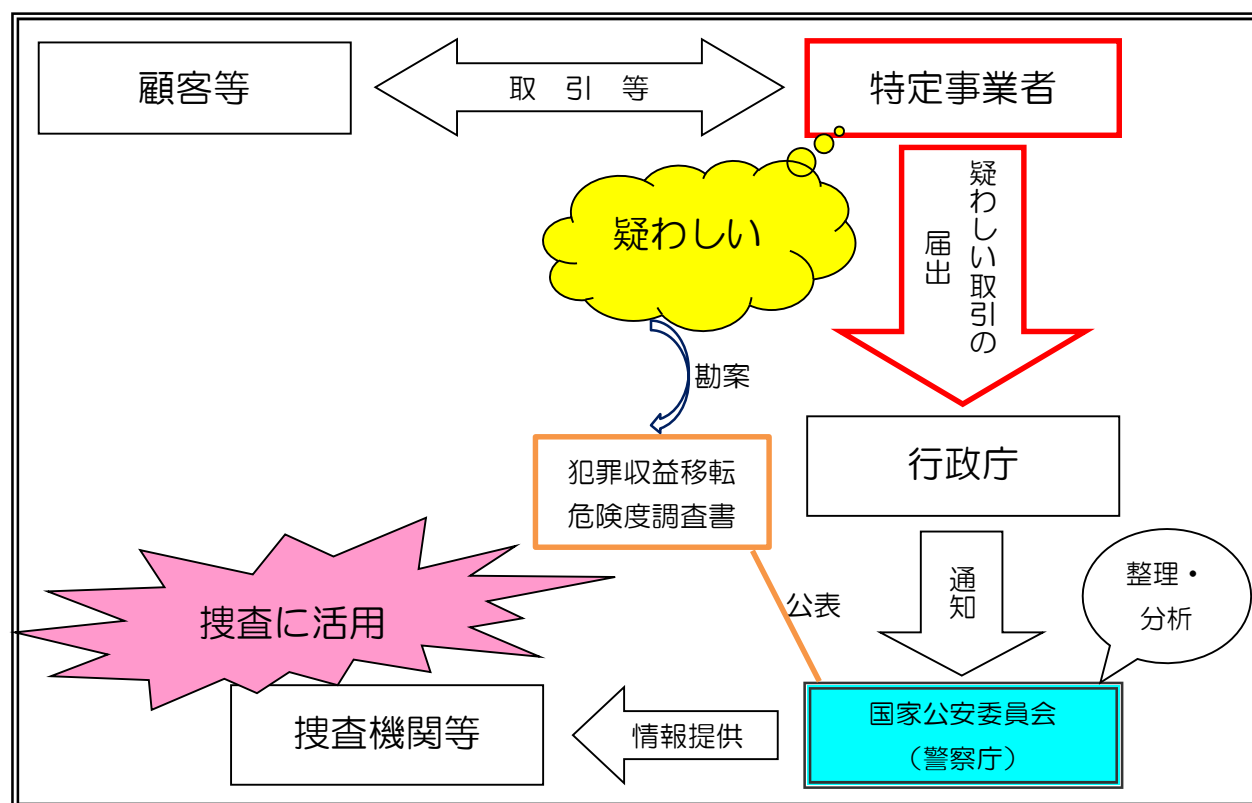
疑わしい取引の届出は年々増加しており、また、個別事件の直接的端緒としてだけでなく、犯罪被害財産の発見や、暴力団の資金源の把握に役立つなど、組織犯罪対策を推進する上で重要な情報源となっています。

組織的犯罪処罰法第5章では、金融機関等に対して疑わしい取引の届出が義務付けられていましたが、犯罪収益移転防止法の施行により、新たに本法律の対象となった特定事業者（士業者を除く。）に対しても疑わしい取引の届出が求められることとなりました。また、令和4年12月改正犯罪収益移転防止法により、行政書士、公認会計士及び税理士についても、守秘義務に係る事項を除き、疑わしい取引の届出が求められることとなりました。

特定事業者から届け出られた疑わしい取引に関する情報は、国家公安委員会・警察庁で集約し、整理・分析することにより、マネー・ローンダリング犯罪や各種犯罪の捜査等に活用されています。

疑わしい取引の届出制度は、取引に従事する特定事業者の職員の経験と知識によって支えられている制度であり、確認記録や取引記録等を保存することにより資金の流れをトレースできるようにするとともに、犯罪収益等に関係する疑いのある取引等の情報を届け出て頂くことにより、その情報を捜査に役立てることが出来ます。また、特定事業者を利用して犯罪収益が受け渡しされることを防止し、特定事業者が行う業務に対する社会の信頼を高めるとともに、企業におけるリスク管理にも寄与するものです。

《疑わしい取引に関する情報の活用》



【疑わしい取引の届出をすべき場合とは】

★令和4年12月改正犯罪収益移転防止法により行政書士、公認会計士及び税理士について守秘義務に係る事項を除き、疑わしい取引の届出義務が追加されました（令和6年4月1日施行）。

本法律では、弁護士・司法書士を除く特定事業者は、

○ 特定業務に係る取引又は特定受任行為の代理等において收受した財産が犯罪による収益である疑いがある

又は、

○ 顧客等が特定業務に係る取引又は特定受任行為の代理等に関し組織的犯罪処罰法第10条の罪若しくは麻薬特例法第6条の罪に当たる行為を行っている疑いがある

と認められる場合には、疑わしい取引の届出を行政庁に行うこととされています（各特定事業者の届出先は別表9を参照下さい。）。

また、特定事業者は、届出を行おうとすること又は行ったことを顧客等又はその関係者に漏らしてはなりません。

《特定業務において收受した財産が犯罪による収益である疑いがある場合》

特定事業者が顧客等と取引等を行う際に、取引等に使用されたお金等が「犯罪による収益」であるとの疑いが生じた場合に疑わしい取引の届出の対象となります。

「犯罪による収益」については以下で説明しますが、簡単に言えば、犯罪によって得た財産（お金に限らない。）ということになります。

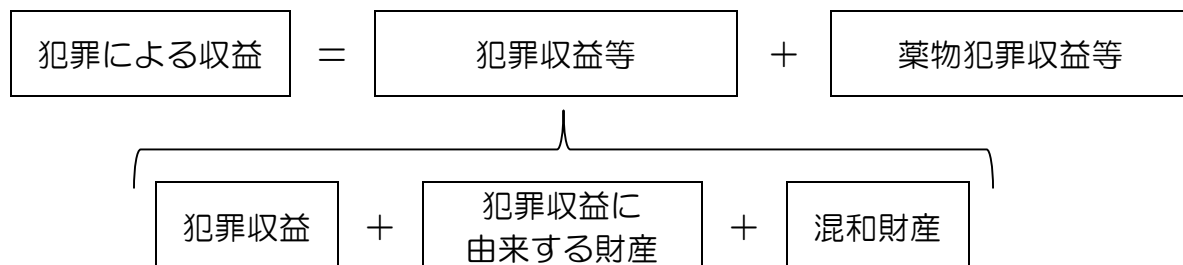
例えば、詐欺や恐喝等の犯罪により得たお金で不動産や宝石を購入する場合や、詐欺によりだまし取った現金の受取窓口として郵便物受取サービス業者を利用する場合等が考えられます。

また、窃盗や強盗によって奪った宝石を古物商で売却する場合や、詐欺によりだまし取った不動産を宅地建物取引業者に売却するような場合も届出の対象であり、「犯罪による収益」はお金であるとは限りません。

以上のように、特定事業者が受け取った財産が犯罪によって得た財産ではないかという疑いが生じた場合が届出の対象となります。

○ 犯罪による収益とは

本法律において「犯罪による収益」とは、組織的犯罪処罰法第2条第4項に規定する「犯罪収益等」又は麻薬特例法第2条第5項に規定する「薬物犯罪収益等」のことを指します。組織的犯罪処罰法第2条第4項では、「犯罪収益等」とは、「犯罪収益」、「犯罪収益に由来する財産」又は「これらの財産とこれらの財産以外の財産とが混和した財産」を指すとされています。



◆ 犯罪収益

「犯罪収益」の中心となるのは、組織的犯罪処罰法第2条第2項第1号に規定する犯罪行為により生じ、若しくは当該犯罪行為により得た財産又はその報酬として得た財産です。ここでいう財産とは、社会通念上経済的価値が認められる利益一般のことであり、動産、不動産といった有体物に限りません。

同号に規定する犯罪行為は多岐に渡りますが、例えば殺人、強盗、恐喝、詐欺、貸金業法違反（無登録営業等）等の重大な犯罪や暴力団等の資金源となる犯罪等が含まれています。なお、これらの犯罪は組織的に行われたか否かは問いません。

このほか、テロ資金提供処罰法に規定する資金提供罪に係る資金等についても「犯罪収益」に該当しますので、テロに関連する資金を収受した疑いがある場合も届出の対象となります。

◆ 犯罪収益に由来する財産

「犯罪収益に由来する財産」とは、犯罪収益の果実として得た財産、犯罪収益の対価として得た財産や犯罪収益の保有又は処分に基づき得た財産等を指します。

例えば、犯罪収益を預金した際の利息や、窃盗により奪った犯罪収益である宝石を売却して得た代金等が該当します。

◆ 混和財産

「犯罪収益」、「犯罪収益に由来する財産」とこれらの財産以外の財産とが混和した財産をいいます（組織的犯罪処罰法第2条第4項）。

《顧客等が特定業務に関し組織的犯罪処罰法第10条の罪若しくは麻薬特例法第6条の罪に当たる行為を行っている疑いがある場合》

組織的犯罪処罰法、麻薬特例法では、犯罪収益を得た前提となる犯罪（前提犯罪といいます。）とは別に、犯罪収益等の取得又は処分について事実を偽装したり、犯罪収益等を隠匿したりする行為自体を処罰の対象としています。

「組織的犯罪処罰法第10条の罪若しくは麻薬特例法第6条の罪」については以下で説明しますが、簡単に言えば、犯罪によって財産（お金に限らない）を得た事実をごまかすことや、犯罪によって得た財産を隠すことであり、それ自体を処罰の対象としています。

この規定はいわゆるマネー・ロンダリングを処罰するためのものです。偽名や第三者名義を用いて犯罪収益が移転してしまえば、その犯罪収益を追跡することは極めて困難となり、その剥奪も難しくなります。また、犯罪収益が新たな別の犯罪行為に利用されるおそれもあります。

したがって、マネー・ロンダリングを防止するためにも、その疑いがある場合には疑わしい取引の届出を行うことが必要となります。

この規定については、顧客等との取引等が成立したことは必ずしも必要ではなく、未遂に終わった場合や契約の締結を断った場合でも届出の対象となります。

例えば、詐欺や恐喝で奪ったお金を偽名や第三者名義の預金口座に預け入れたり、偽名や第三者名義を用いて宝石や不動産を購入しようとしていたりしている場合等が届出の対象となりますが、特定事業者において顧客等がマネー・ロンダリングを行っているとの疑いを持ち、それを理由に取引を断ったとしても届出の対象となります。

○ 組織的犯罪処罰法第10条の罪若しくは麻薬特例法第6条の罪とは

組織的犯罪処罰法第10条では、犯罪収益等の取得若しくは処分につき事実を偽装し、又は犯罪収益等を隠匿した者を処罰の対象としています。麻薬特例法第6条でも同様に、大麻や麻薬等の薬物犯罪により得た収益の偽装、隠匿行為を処罰の対象としています。

《疑いがあるかどうかの判断方法》

疑いがあるかどうかの判断については、取引時確認の結果、取引等の態様その他の事情及び国家公安委員会が作成・公表する犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案し、取引等の性質に応じて次の方法により判断します。

- i) 過去に取引を行ったことのない顧客等との取引等（いわゆる一見取引）であって iii) でないもの
犯罪収益移転防止法施行規則第26条各号の項目（※1）に従って、取引等に疑わしい点があるかどうかを確認する方法

ii) 過去に取引を行ったことがある顧客等との取引等（いわゆる既存顧客等との取引等）であって iii) でないもの

当該顧客等に係る確認記録や取引記録等を精査した上で、犯罪収益移転防止法施行規則第 26 条各号の項目に従って、取引等に疑わしい点があるかどうかを確認する方法

iii) マネー・ローンダリングに利用されるおそれの高い取引等（※2）

上記 i) 又は ii) に定める方法に加えて、

○ 顧客等に対して質問を行ったり、取引時確認の際に顧客等から申告を受けた職業等の真偽を確認するためにインターネット等を活用して追加情報を収集したりするなど、必要な調査を行う

こととするとともに、

○ 上記の措置を講じた上で、当該取引等に疑わしい点があるかどうかを統括管理者又はこれに相当する者に確認させる

方法

※1 ①当該取引等の態様と、他の顧客等との間で通常行う取引等の態様との比較、②当該取引の態様と、過去の当該顧客等との取引等との比較、③当該取引等の態様と取引時確認の結果に関して有する情報との整合性

※2 ハイリスク取引や、特別の注意を要する取引、高リスク国に居住・所在する顧客等との取引等、犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案してマネー・ローンダリングに悪用されるリスクが高いと認められる取引等をいう。

なお、疑いがあるか否かは、個々の取引等の形態や顧客等の属性等によっても異なりますので、一律にいくら以上の現金取引であるとか、何回以上の頻繁な取引といったように画一的な基準を定めることはできませんが、各行政庁において所管特定事業者向けに、疑わしい取引に該当するかを判断する上での目安としてガイドラインを作成・公表していますのでご参照下さい。

ただし、ガイドラインはあくまで目安となる参考事例を例示しているものですので、ガイドラインに掲載されている事例に形式的に合致するものが全て疑わしい取引に該当するものではない一方、事例に該当しない取引等であっても、特定事業者が疑わしい取引に該当すると判断したものは届出の対象となることに注意してください。

《特定事業者ごとの届出先》

号	特定事業者		行政庁	届出先担当部局
1	銀行		金融庁長官	金融庁銀行・証券監督局総務課
2	信用金庫			金融犯罪対策室
3	信用金庫連合会			特定金融情報係
4	労働金庫	下記以外の労働金庫	金融庁長官及び 厚生労働大臣	金融庁銀行・証券監督局総務課 金融犯罪対策室 特定金融情報係 厚生労働省雇用環境・均等局 勤労者生活課労働金庫業務室
		一の都道府県の区域を超えない区域を地区とする労働金庫	各都道府県知事	各都道府県庁の担当部局
5	労働金庫連合会		金融庁長官及び 厚生労働大臣	金融庁銀行・証券監督局総務課 金融犯罪対策室 特定金融情報係 厚生労働省雇用環境・均等局 勤労者生活課労働金庫業務室
6	信用協同組合		金融庁長官	金融庁銀行・証券監督局総務課
7	信用協同組合連合会			金融犯罪対策室 特定金融情報係
8	農業協同組合 ※信用事業及び共済事業に係る届出に限る		各都道府県知事	各都道府県庁の担当部局
9	農業協同組合連合会 ※信用事業及び共済事業に係る届出に限る		(信用事業に係る届出について) 金融庁長官及び 農林水産大臣	(信用事業に係る届出について) 金融庁銀行・証券監督局総務課 金融犯罪対策室 特定金融情報係 各地方農政局の担当部局
			(共済事業に係る届出について) 農林水産大臣	(共済事業に係る届出について) 農林水産省経営局協同組織課
		北海道を地区とする農業協同組合連合会 ※信用事業に係る届出に限る	金融庁長官及び 農林水産大臣	金融庁銀行・証券監督局総務課 金融犯罪対策室 特定金融情報係 農林水産省経営局金融調整課
10	漁業協同組合	都道府県の区域を超える区域を地区とする 漁業協同組合	金融庁長官及び 農林水産大臣	金融庁銀行・証券監督局総務課 金融犯罪対策室 特定金融情報係

	※信用事業及び 共済事業に係る 届出に限る			水産庁漁政部水産経営課
		上記以外の漁業協同組合	各都道府県知事	各都道府県庁の担当部局
11	漁業協同組合 連合会 ※信用事業に 係る届出に限 る	都道府県の区域を超える区域を地区とする 漁業協同組合連合会及び都道府県の区域を 地区とする漁業協同組合連合会	金融庁長官及び 農林水産大臣	金融庁銀行・証券監督局総務課 金融犯罪対策室 特定金融情報係 水産庁漁政部水産経営課
		上記以外の漁業協同組合連合会	各都道府県知事	各都道府県庁の担当部局
12	水産加工業協 同組合 ※信用事業及 び共済事業に 係る届出に限 る	都道府県の区域を超える区域を地区とする 水産加工業協同組合	金融庁長官及び 農林水産大臣	金融庁銀行・証券監督局総務課 金融犯罪対策室 特定金融情報係 水産庁漁政部水産経営課
		上記以外の水産加工業協同組合	各都道府県知事	各都道府県庁の担当部局
13	水産加工業協 同組合連合会 ※信用事業に 係る届出に限 る	都道府県の区域を超える区域を地区とする 水産加工業協同組合連合会及び都道府県の 区域を地区とする水産加工業協同組合連合 会	金融庁長官及び 農林水産大臣	金融庁銀行・証券監督局総務課 金融犯罪対策室 特定金融情報係 水産庁漁政部水産経営課
		上記以外の水産加工業協同組合連合会	各都道府県知事	各都道府県庁の担当部局
14	農林中央金庫		金融庁長官及び 農林水産大臣	金融庁銀行・証券監督局総務課 金融犯罪対策室 特定金融情報係 農林水産省経営局金融調整課
15	株式会社商工組合中央金庫		金融庁長官、 財務大臣及び 経済産業大臣	金融庁銀行・証券監督局総務課 金融犯罪対策室 特定金融情報係 財務省大臣官房政策金融課 中小企業庁事業環境部金融課
16	株式会社日本政策投資銀行		財務大臣	財務省大臣官房政策金融課
17	保険会社		金融庁長官	金融庁銀行・証券監督局総務課 金融犯罪対策室 特定金融情報係
18	保険業法第2条第7項に規定する外国保険会社等			
19	保険業法第2条第18項に規定する少額短期保険業者			
20	共済水産業協 同組合連合会	都道府県の区域を超える区域を地区とする 共済水産業協同組合連合会及び都道府県の 区域を地区とする共済水産業協同組合連合 会	農林水産大臣	水産庁漁政部水産経営課

		上記以外の共済水産業協同組合連合会	各都道府県知事	各都道府県庁の担当部局
21	金融商品取引法第2条第9項に規定する金融商品取引業者		金融庁長官	金融庁銀行・証券監督局総務課 金融犯罪対策室 特定金融情報係
22	金融商品取引法第2条第30項に規定する証券金融会社			
23	金融商品取引法第63条第5項に規定する特例業務届出者			
24	金融商品取引法第63条の9第4項に規定する海外投資家等特例業務届出者			
25	信託会社			
26	信託業法第50条の2第1項の登録を受けた者			
27	不動産特定共同事業法第2条第5項に規定する不動産特定共同事業者又は同条第7項に規定する小規模不動産特定共同事業者	主務大臣の許可又は登録を受けた事業者	金融庁長官及び国土交通大臣	金融庁銀行・証券監督局総務課 金融犯罪対策室 特定金融情報係 国土交通省不動産・建設経済局 不動産市場整備課
		都道府県知事の許可又は登録を受けた事業者	各都道府県知事	各都道府県庁の担当部局
	同条第9項に規定する特例事業者		金融庁長官及び国土交通大臣	金融庁銀行・証券監督局総務課 金融犯罪対策室 特定金融情報係 国土交通省不動産・建設経済局 不動産市場整備課
	同条第11項に規定する適格特例投資家限定事業者			
28	無尽会社		金融庁長官	金融庁銀行・証券監督局総務課 金融犯罪対策室 特定金融情報係
29	貸金業法第2条第2項に規定する貸金業者	内閣総理大臣の登録を受けた貸金業者	金融庁長官	金融庁銀行・証券監督局総務課 金融犯罪対策室 特定金融情報係
		都道府県知事の登録を受けた貸金業者	各都道府県知事	各都道府県庁の担当部局
30	主としてコール資金の貸付け又はその貸借の媒介を業として行う者で金融庁長官の指定するもの		金融庁長官	金融庁銀行・証券監督局総務課 金融犯罪対策室 特定金融情報係
30の2	資金決済に関する法律第2条第1項に規定する前払式支払手段発行者のうち同法第11条の2第1項の届出をした者（高額電子移転可能型前払式支払手段発行者）			
31	資金決済に関する法律第2条第3項に規定する資金移動業者			
31の2	資金決済に関する法律第2条第12項に規定する電子決済手段等取引業者			
31の3	銀行法第2条第18項に規定する電子決済等取扱業者			
31の4	信用金庫法第85条の3の2第1項に規定する信用金庫電子決済等取扱業者			

31 の5	協同組合による金融事業に関する法律第6条の4の4第1項に規定する信用協同組合電子決済等取扱業者			
32	資金決済に関する法律第2条第16項に規定する暗号資産交換業者			
33	商品先物取引法第2条第23項に規定する商品先物取引業者		農林水産大臣 及び 経済産業大臣	農林水産省 大臣官房新事業・食品産業部商品取引グループ 経済産業省 商務情報政策局商品市場整備室
34	社債、株式等の振替に関する法律第2条第2項に規定する振替機関（同法第48条の規定により振替機関とみなされる日本銀行を含む。）		金融庁長官及び 法務大臣	金融庁銀行・証券監督局総務課 金融犯罪対策室 特定金融情報係 法務省民事局商事課
		国債を取り扱う振替機関	金融庁長官、 法務大臣及び 財務大臣	金融庁銀行・証券監督局総務課 金融犯罪対策室 特定金融情報係 法務省民事局商事課 財務省理財局国債企画課法規係
35	社債、株式等の振替に関する法律第2条第4項に規定する口座管理機関		金融庁長官及び 法務大臣	金融庁銀行・証券監督局総務課 金融犯罪対策室 特定金融情報係 法務省民事局商事課
		国債を取り扱う口座管理機関	金融庁長官、 法務大臣及び 財務大臣	金融庁銀行・証券監督局総務課 金融犯罪対策室 特定金融情報係 法務省民事局商事課 財務省理財局国債企画課法規係
36	電子記録債権法第2条第2項に規定する電子債権記録機関		金融庁長官及び 法務大臣	金融庁銀行・証券監督局総務課 金融犯罪対策室 特定金融情報係 法務省民事局商事課
37	独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構		総務大臣	総務省情報流通行政局 郵政行政部企画課貯金保険室
38	本邦において両替業務を行う者		財務大臣	財務省国際局調査課外国為替室

39	ファイナンスリース事業者		経済産業大臣	経済産業省商務情報政策局 商取引・消費経済政策課
40	クレジットカード事業者			
41	特定複合観光施設区域整備法第2条第9項に規定するカジノ事業者		カジノ管理委員会	カジノ管理委員会事務局 監督調査部規制監督課 犯罪収益移転防止対策室
42	宅地建物取引業法第2条第3号に規定する宅地建物取引業者	国土交通大臣の免許を受けた宅地建物取引業者	国土交通大臣	免許を受けている国土交通省の各地方整備局、北海道開発局、内閣府沖縄総合事務局
		都道府県知事の免許を受けた宅地建物取引業者	各都道府県知事	各都道府県庁の担当部局
43	宝石・貴金属等取扱事業者	宝石商	経済産業大臣	経済産業省製造産業局 生活製品課日用品担当
		貴金属商		経済産業省製造産業局 鉱物課
		古物商・質屋	各都道府県公安委員会	各事業者所在地の管轄警察署
44	郵便物受取サービス業者		経済産業大臣	経済産業省商務情報政策局 商取引・消費経済政策課
	電話受付代行業者		総務大臣	総務省総合通信基盤局 電気通信事業部利用環境課
	電話転送サービス事業者			
47	行政書士又は行政書士法人		各都道府県知事	各都道府県庁の担当部局
48	公認会計士（公認会計士法第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人		金融庁長官	金融庁銀行・証券監督局総務課 金融犯罪対策室 特定金融情報係
49	税理士又は税理士法人		財務大臣	国税庁長官官房総務課 税理士監理室

【疑わしい取引の届出内容】

特定事業者が疑わしい取引の届出を行う際に必要な記載事項は以下のとおりです。なお、届出を行う様式は犯罪収益移転防止法施行規則により定められています。

《士業者を除く特定事業者》

☐ 届出を行う特定事業者の名称及び所在地
☐ 届出対象取引が発生した年月日及び場所
☐ 届出対象取引が発生した業務の内容
☐ 届出対象取引に係る財産の内容
☐ 特定事業者において知り得た対象取引に係る取引時確認に係る事項
☐ 届出を行う理由 等

《行政書士、公認会計士、税理士》

☐ 届出を行う特定事業者の名称及び所在地
☐ 対象特定代理等が発生した年月日及び場所
☐ 対象特定代理等が発生した業務の内容
☐ 対象特定代理等に係る行為又は手続の内容（当該行為又は手続が財産に係るものである場合にあっては、当該財産の内容を含む。）及び特定事業者において知り得た当該行為又は手続の目的
☐ 対象特定代理等に係る顧客等又は取引に係る取引時確認に係る事項
☐ 届出を行う理由 等

【疑わしい取引として届け出た情報の取扱い】

疑わしい取引として届けられた情報の秘密保持は徹底されており、特別に権限を付与された者のみがアクセスできる仕組みとなっています。また、捜査機関等に提供された場合も届出者の保護は徹底され、届出が端緒となって事件が検挙されたことも公表されません。

【特定事業者とマネー・ローンダリング】

《金融機関等》

預金取扱金融機関は、国際金融市場としての我が国の地位や役割、業界全体の金融取引量の大きさ、マネー・ローンダリング等に悪用された取引等の統計上の数値、国際犯罪組織が関与する事例、近年の犯罪情勢等を踏まえると、マネー・ローンダリング等に悪用される危険度は、相対的に高いと認められます。

また、暗号資産は、利用者の匿名性が高く、その移転が国境を越えて瞬時に行われるという性質を有するほか、暗号資産に対する規制が未導入又は不十分な国もあることから、そうした国の暗号資産交換業者が犯罪に悪用された場合には、その移転を追跡することが困難となります。実際に、その匿名性を悪用し、不正に取得した暗号資産を、外国の暗号資産交換業者を経由して移転した後に換金し、架空・他人名義口座に振り込ませていた事例があること等から、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められます。

《ファイナンスリース事業者》

ファイナンスリースは、ファイナンスリース事業者及び賃借人という契約当事者のほかに販売者が関与すること、リース期間が比較的長期にわたること等の特徴により、賃借人と販売者が共謀して実態の伴わないファイナンスリース契約を締結するなどしてマネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められます。

《クレジットカード事業者》

クレジットカードは、利用することにより犯罪収益を別の形態の財産に変換できること、不正に入手したクレジットカード情報を利用して商品の購入を申し込んだ上、他人になりすまして受け取るなどにより、犯罪収益の取得について事実を偽装することができること等から、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められます。

《宅地建物取引業者》

不動産は、財産的価値が高く、多額の現金との交換を行うことができるほか、通常の価格に金額を上乗せして対価を支払うなどの方法により容易に犯罪収益を移転させることができることから、マネー・ローンダリング等の有効な手段となり得ます。

実際に、売春や詐欺により得た犯罪収益が不動産の購入費用に充当された事例が把握されていること等から、不動産は、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められます。

《宝石・貴金属等取扱事業者》

宝石及び貴金属は、財産的価値が高く、運搬や世界中での換金が容易であるとともに、取引後に流通経路・所在の追跡が困難であり匿名性が高く、特に金地金については現金取引が中心であること等から、マネー・ローンダリング等の有効な手段となり得ます。

実際に、他人になりすますなどし、犯罪により得た現金で貴金属等を購入した事例があること等から、宝石及び貴金属は、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められます。

《郵便物受取サービス業者》

郵便物受取サービスは、詐欺、違法物品の販売を伴う犯罪等において、犯罪収益の送付先として悪用されている実態があります。本人特定事項を偽り当該サービスの役務提供契約を締結することにより、マネー・ローンダリング等の主体や犯罪収益の帰属先を不透明にすることが可能となるため、郵便物受取サービスはマネー・ローンダリング等の有効な手段となり得ます。

実際に、架空名義で契約した郵便物受取サービス業者宛てに犯罪収益を送付させ、これを隠匿した事例があること等から、郵便物受取サービスは、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められます。

《電話受付代行業者》

電話受付代行業を利用することにより、顧客は、自宅や事務所の実際の電話番号とは別の電話番号を自己の電話番号として外部に表示し、連絡を受けることができます。

顧客がその事業に関して架空の外観を作出してマネー・ローンダリング等の主体や犯罪収益の帰属先を不透明にすることを可能とするなどの特性から、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められ

ます。

《電話転送サービス事業者》

電話転送サービス業を利用することにより、顧客は、自宅、事務所、携帯電話等の実際の電話番号とは別の電話番号を自己の電話番号として相手方に表示し、当該別の電話番号で発着信することができます。

このような事業等の架空な外観作出や、帰属先の不透明化による取引の匿名性という特性から、特殊詐欺により得た犯罪収益を隠匿するなどのマネー・ローンダリング等に悪用される危険性があります。

《士業者》

マネー・ローンダリング等を企図する者にとって、士業者はその目的に適った財産の管理又は処分を行う上で必要な法律・会計上の専門的知識を有するとともに、その社会的信用が高いため、士業者を取引や財産の管理に介在させることにより、これに正当性があるかのような外観を作出することが可能になります。

このような士業者の持つ高度な専門知識や社会的信用を利用した正当性があるかのような外観作出による、取引の匿名性及び複雑性といった特性は、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があります。

16. 取引時確認等を的確に行うための措置

特定事業者（※）は、取引時確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等の措置（以下「取引時確認等の措置」という。）を的確に行うため、次の措置を行う必要があります。（②～⑧の措置は努力義務）

※ カジノ事業者については、特定複合観光施設区域整備法において別途その義務が定められています。

① 取引時確認をした事項に係る情報を最新の内容に保つための措置

なりすましの疑い等を的確に判断するためには、顧客等の最新の本人特定事項等を把握していることが必要であることから、特定事業者は、確認をした事項について、最新の内容に保つための措置を講じることとされています。

具体的には、確認した本人特定事項等に変更があった場合に顧客等が特定事業者へこれを届け出る旨を約款に盛り込むことなどの措置を講ずる必要があります。

② 使用人に対する教育訓練の実施

特定事業者の使用人等が、犯罪収益移転防止法上に定める措置を的確に実施できるようにするため、特定事業者は、

- 実際に顧客等と接する職員等に、マネー・ローンダリングのリスクがあるか否かを認識するための具体的な注意点や対応要領について教育訓練する
 - 疑わしい取引の届出を行うべき場合に該当するかを一元的に集約・判断する部署を設置する
 - 犯罪収益移転防止法の遵守状況を監査する機能を強化する
 - 取引等を行うに当たっての内部手続を定めた規則を作成する
 - 本人特定事項等をスムーズかつ効率的に識別できる情報検索システムを導入する
- などの措置を講ずる必要があります。

③ 取引時確認等の措置の実施に関する規程の作成

取引時確認等の的確な実施を確保するため、特定事業者は、取引時確認等の措置の実施手順や対応要領等を定めた規程を作成する必要があります。

④ リスク評価、情報収集、記録の精査

特定事業者は自らが行う取引等を調査、分析して、マネー・ローンダリングのリスクを評価した上で、これを書面化し、これを更新する必要があります。また、作成した書面の内容を勘案し、取引時確認等の措置を行うに際して必要な情報を収集するとともに、当該情報を整理、分析すること、確認記録や取引記録等を継続的に精査することが求められます。

⑤ 統括管理者の選任

特定事業者内部において、教育訓練の実施、内部規程の作成、法の遵守状況の監査等、取引時確認等の的確な実施のために必要な業務に関する責任の所在を明らかにし、一元的・効率的な業務運営を行う必要があることから、取引時確認等の実施等に関する事項を統括管理する者を選任することが求められます。

⑥ リスクの高い取引等を行う際の対応

特定事業者が外国PEPsとの取引等や通常でない取引等のリスクの高い取引等を行うに際しては、統括管理者の承認を得ることが求められます。

また、特定事業者は、リスクの高い取引等を行うに当たって行われる情報の収集、整理及び分析の結果を書面化し、これを確認記録や取引記録等とともに保存する必要があります。

⑦ 必要な能力を有する職員の採用

特定事業者は取引時確認等の措置が的確に行われるために必要な能力を有する者を採用するために必要な措置を講ずる必要があります。

⑧ 取引時確認等に係る監査の実施

特定事業者は、取引時確認等の措置の的確な実施のために必要な監査の実施を行う必要があります。

17. その他

【特定事業者に対する監督等】

犯罪収益移転防止法では、特定事業者による各種義務の履行を確保するため、各々の特定事業者を所管する行政庁による報告徴収、立入検査、指導・助言・勧告といった権限が定められています。

また、行政庁は、特定事業者が犯罪収益移転防止法に定める義務に違反していると認めるときは、特定事業者に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべき命令（是正命令）を行うことができることとされています。

なお、国家公安委員会が特定事業者の違反を認めた場合には、行政庁に対して是正命令等を行うべき旨の意見の陳述を行うことができることとされており、意見の陳述に必要な限度において報告徴収又は都道府県警察に必要な調査を指示することが認められています。指示を受けた都道府県警察は、調査を行うために特に必要があると認められるときは、国家公安委員会の承認を得て、特定事業者に立入検査を行うことができることとされています。

国家公安委員会は、疑わしい取引に関する情報その他の犯罪による収益に関する情報の集約、整理及び分析並びに犯罪による収益の移転の状況に関する調査及び分析を行うために必要があると認められるときは、行政庁、特定事業者その他の関係者に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができることとされています。

【特定事業者の免責】

特定事業者は、顧客等又は代表者等が特定取引等を行う際に取引時確認に応じないときは、当該顧客等又は代表者等がこれに応じるまでの間、当該特定取引等に係る義務の履行を拒むことができます。

【取引時確認に係る事項の虚偽申告】

顧客等及び代表者等は、特定事業者が取引時確認を行う際にその内容を偽ってはなりません。

また、本人特定事項を隠蔽する目的で本人特定事項を偽った者には罰則が適用されます。